

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン

文京区
地域福祉保健
計画

平成27年度～平成29年度



文京区

はじめに

このたび、平成27年度から29年度までの3か年を計画期間とする地域福祉保健計画を策定いたしました。

本計画は、地域福祉保健を取り巻く現状や多様化・複雑化する福祉保健にかかわる課題を踏まえ、今後3年間の区の福祉保健施策の方向性や計画事業を明らかにしております。

4年前に発生した東日本大震災をはじめ各地で発生する大規模な自然災害、高齢者の孤独死や児童虐待などの報道に触れるたび、地域の絆や支え合いの大切さを痛感させられます。少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加など、社会状況が大きく変化する中で、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、区の公的なサービスの充実はもとより、地域での住民同士の支え合いが不可欠であります。区としても、計画事業により各種福祉保健サービスを提供する一方、これまで以上に社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の皆さんの主体的な活動への支援や様々な主体間の連携を促進し、地域ぐるみの支え合いを積極的に支援してまいりますので、区民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たっては、公募区民、区内関係団体等の構成員及び学識経験者で構成される「文京区地域福祉推進協議会」において、長期間にわたりご検討をいただいた委員各位をはじめ、パブリックコメントや区民説明会を通じて貴重なご意見をいただいた区民の皆様に心から厚くお礼申し上げます。

平成27年3月

文京区長

成澤廣修

目次

第Ⅰ部 総論

第1章 策定の考え方	3
1 計画の目的	3
2 計画の性格	3
3 計画の構成	4
4 計画の期間	5
5 計画の推進に向けて	6
第2章 計画の基本理念・基本目標	8
1 基本理念	8
2 基本目標	9
第3章 文京区の人口・世帯の状況	10
1 人口の推移	10
2 将来の人口推計	10
3 世帯の推移	12

第Ⅱ部 分野別計画

第1章 地域福祉保健の推進計画	15
1 計画の目的	15
2 地域福祉保健の現状	15
3 主要項目及びその方向性	26
4 計画の体系	28
5 計画事業	30
第2章 子育て支援計画	49
1 計画の目的	49
2 主要項目及びその方向性	50
3 計画の体系	52

第3章 高齢者・介護保険事業計画	59
1 計画の目的	59
2 主要項目及びその方向性	60
3 計画の体系	62
第4章 障害者計画	67
1 計画の目的	67
2 主要項目及びその方向性	68
3 計画の体系	71
第5章 保健医療計画	77
1 計画改定の背景・趣旨	77
2 保健医療に関する重点課題	78
3 計画の体系	80
資料編	83
1 検討体制	85
2 検討経過	99

ふみ みやこ 「文の京」ハートフルプラン

たくさんのあたたかい心、地域の支え合いが、人々の幸せを育み、真の「地域福祉保健」を押し進めます。

「文の京」が、あたたかい心あふれる地域となるよう、地域福祉保健の推進計画、子育て支援計画、高齢者・介護保険事業計画、障害者計画及び保健医療計画の分野別計画を総称して『ふみ みやこ「文の京」ハートフルプラン』と名付けています。

第 I 部

總 論

第1章

策定の考え方

1 計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化する中で、虐待やひきこもり、認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスでは対応が困難な課題も増加しており、地域での支え合いがこれまで以上に求められ、また不可欠な状況にあります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスの充実と地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

2 計画の性格

本計画は、「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

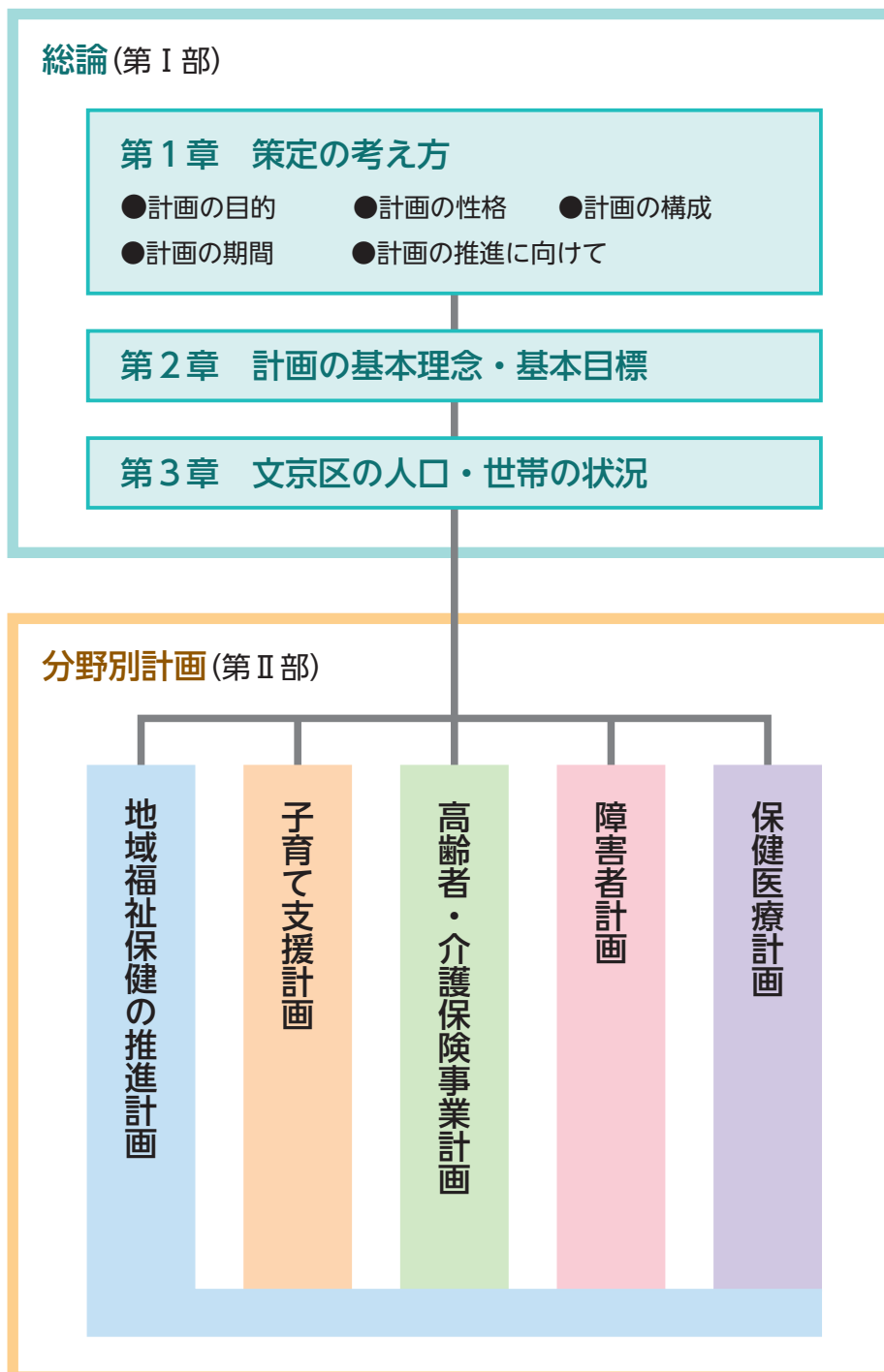
また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含するものとなっています。

法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第107条	地域福祉保健の推進計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条	子育て支援計画
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第8条	
老人福祉計画	老人福祉法第20条の8	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第117条	
障害者計画	障害者基本法第11条第3項	障害者計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条	
健康増進計画	健康増進法第8条第2項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第18条	

3 計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論(第I部)と、各論に当たる5つの分野別計画(第II部)で構成されています。

5つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



4 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年を計画期間とします。

- * 「子育て支援計画」は、子ども・子育て支援法において計画の1期を5年とすることが規定されているため、平成27年度から平成31年度までの5年を計画期間とします。
- * 「保健医療計画」は、平成25年度から平成29年度までの5年を計画期間としてすでに策定しているため、今回は策定を行いません。

25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
		地域福祉保健計画				
		地域福祉保健の推進計画				
		子育て支援計画				
		高齢者・介護保険事業計画				
		障害者計画				
	保健医療計画					
基本構想						
	基本構想実施計画					

5 計画の推進に向けて

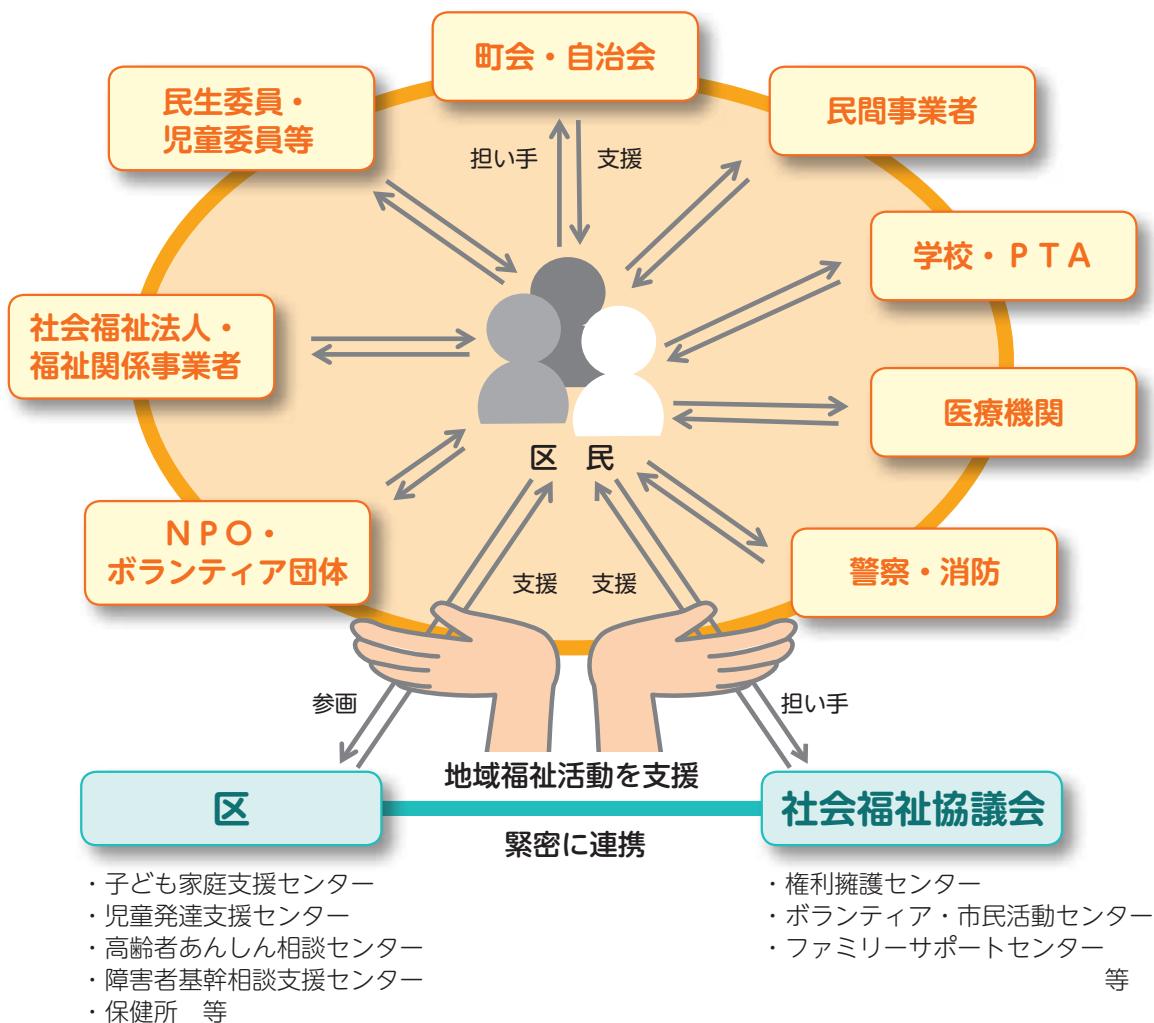
(1) 地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、福祉関係事業者、NPO、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動のすそ野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される人たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を促進し、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。

主体間の連携を強化し地域ぐるみの支え合いを推進



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年(1952年)に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、現在、地域福祉を推進するため、次のような事業を展開しています。

- 1 地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
- 2 ボランティアによるひとり暮らし等の高齢者へのみまもり訪問
- 3 地域の皆さんの交流の場づくり(ふれあいいきいきサロン)
- 4 ボランティア・市民活動の相談・支援
- 5 福祉サービス利用援助事業
- 6 成年後見制度利用支援
- 7 災害ボランティア体制の整備
- 8 高齢者等への日常生活支援(いきいきサービス)
- 9 子育ての相互援助事業(ファミリー・サポート・センター事業)

そして、地域の皆さんが主体的に取り組み、支え合うまちづくりを地域の皆さんをはじめ、区、民生委員・児童委員、地域福祉関係者等と一緒に進めています。

(2)計画の進行管理

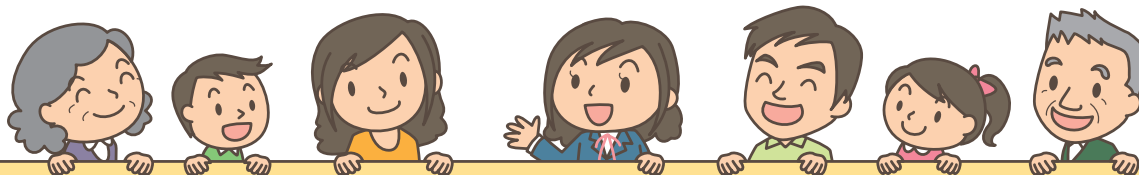
本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、区内関係団体等の構成員及び学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第2章

計画の基本理念・基本目標

「文京区基本構想」に掲げる分野ごとの将来像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

1 基本理念



人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い認め合う地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

区民参画及び協働の推進

区民、地域活動団体、NPO、事業者などが、地域の課題を解決するための活動に主体的に参画し、協働することを推進します。

男女平等参画の推進

男女が互いの人権や個性を尊重し、社会のあらゆる分野に参画して、個性豊かにいきいきと暮らせる地域社会を目指します。

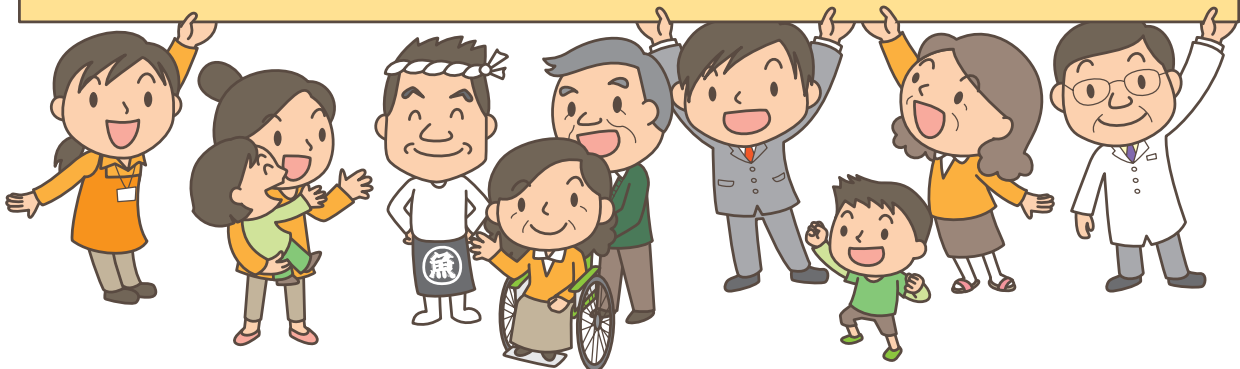
1 ノーマライゼーション 障害のある人もない人も、児童も高齢者も、すべての人が地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、共に認め合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

2 ソーシャルインクルージョン すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2 基本目標

だれもが、
いきいきと自分らしく、
健康で自立した生活を営める地域社会を
目指します。

だれもが、
住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
必要な福祉保健サービスを
自らの選択により利用でき、
互いに支え合う地域社会を目指します。



第3章

文京区の人口・世帯の状況

1 人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和45年から平成10年まで一貫して減り続けましたが、その後、都心回帰の傾向や区が積極的に取り組んできた人口回復のための施策などにより増加に転じ、平成27年1月1日現在207,413人(内、外国人住民7,696人)となっています。

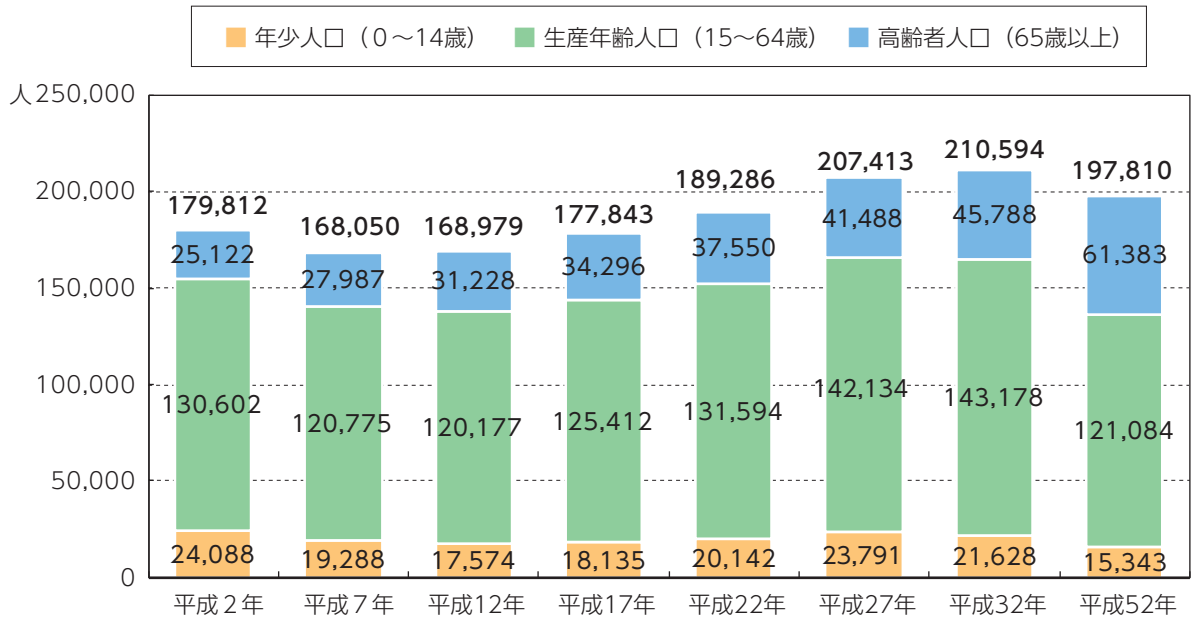
また、年齢3区分別人口は、平成27年1月1日現在、年少人口(0～14歳)23,791人(構成比11.5%)、生産年齢人口(15～64歳)142,134人(同68.5%)、高齢者人口(65歳以上)41,488人(同20.0%)であり、近年は、年少人口と高齢者人口が大きく増加しています。

2 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」によると、本区の人口は、平成32年に210,594人とピークを迎え、その後減少に転じ、平成52年には197,810人になると推計されています。

また、平成52年の年齢3区分別人口は、年少人口(0～14歳)15,343人(構成比7.8%)、生産年齢人口(15～64歳)121,084人(同61.2%)、高齢者人口(65歳以上)61,383人(同31.0%)で、年少人口と生産年齢人口が数・構成比とも大きく減少し、高齢者人口が数・構成比とも大きく増加すると推計されています。

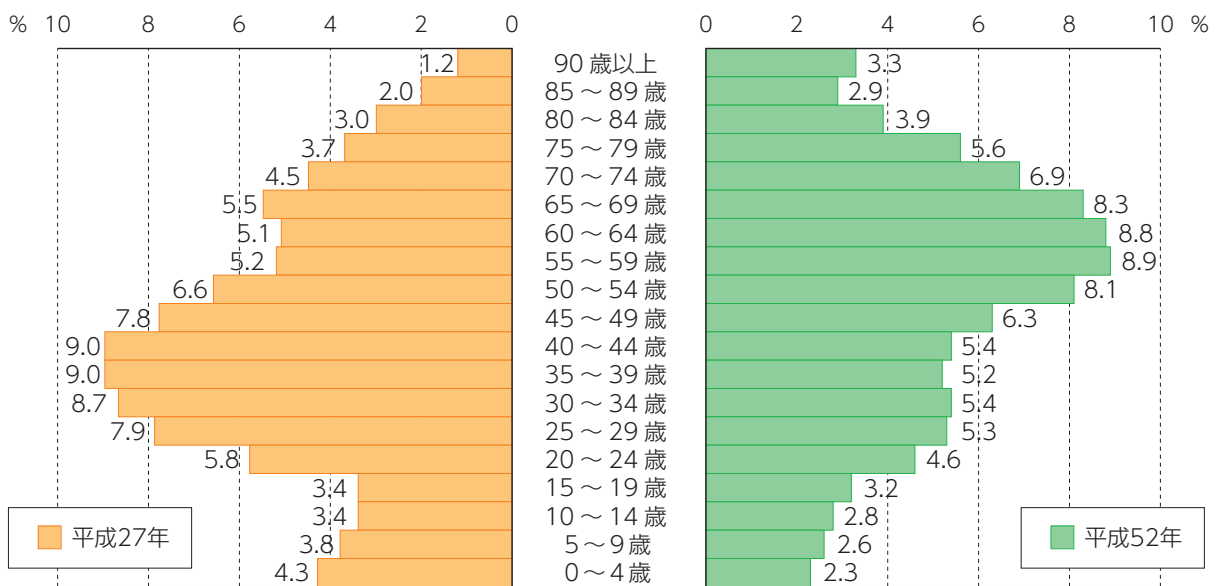
■年齢3区分別人口の推移



資料：【平成27年以前】住民基本台帳(各年1月1日現在)
 【平成32年以後】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に伴い、上記の平成27年の人口は、日本人と外国人住民の合計です(平成22年以前の人口には、外国人住民を含めていません。)

■5歳階級別割合のピラミッド(平成27年と平成52年の比較)

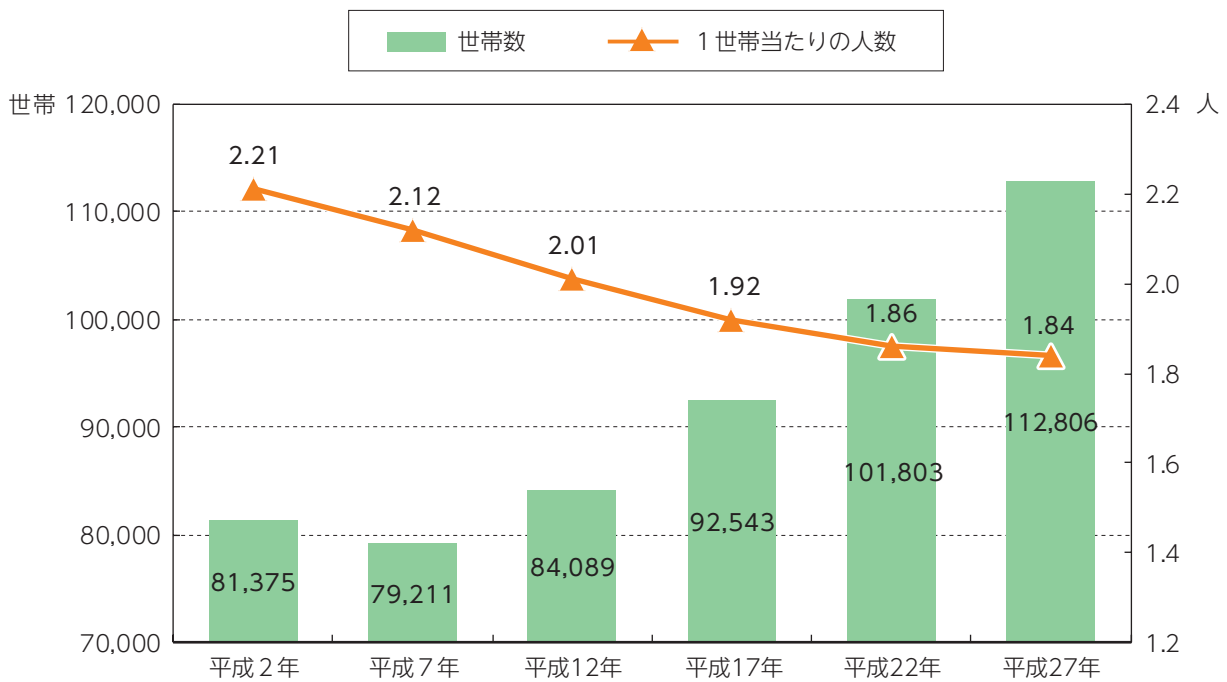


3 世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成7年に79,211世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、平成27年1月1日現在112,806世帯(内、外国人住民のみで構成される世帯4,990世帯)まで増加しています。

1世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成13年に2.00人を下回り、その後も漸減が続き、平成27年には1.84人となっています。

■世帯数と1世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳(各年1月1日現在)

第Ⅱ部

分野別計画

「地域福祉保健の推進計画」以外の分野別計画については、別冊を作成しているため、本冊子では、計画の概要のみ掲載しています。計画の詳細については、別冊をご参照ください。

第1章

地域福祉保健の推進計画

1 計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化中、福祉保健サービスに求められるニーズは多様化しており、区による公的なサービスの提供だけではその対応は困難な状況にあります。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、自助・互助・共助・公助を組み合わせ、区民、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、力を合わせて地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

2 地域福祉保健の現状

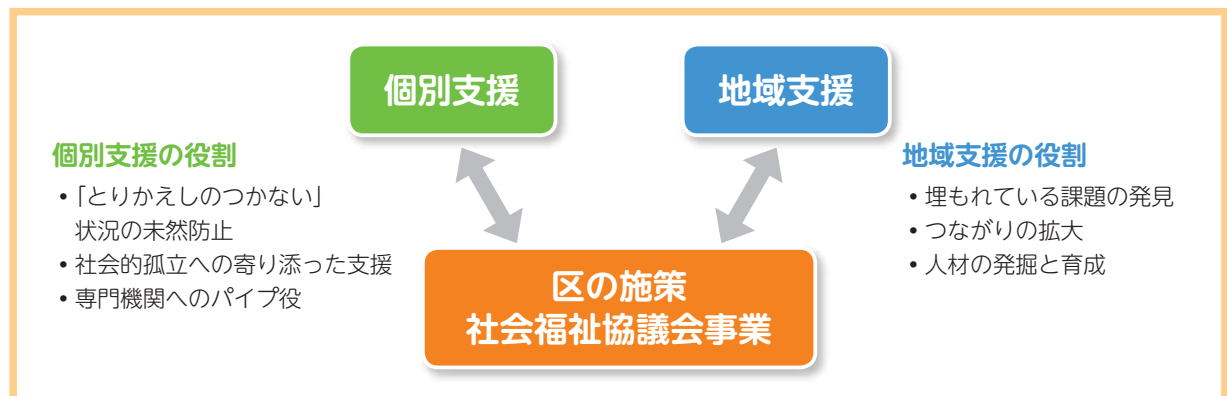
(1) 地域福祉活動の状況

小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組みを推進することが必要です。そこで、地域福祉コーディネーターを各地域へ順次配置し、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」(町会・自治会等を基本の圏域とした地域福祉活動)を推進しています。

地域福祉コーディネーターは制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援(個別支援)を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援(地域支援)し、区内全域に及ぶ課題がある場合は、区と社会福祉協議会とが連携を図りながら対応しています。

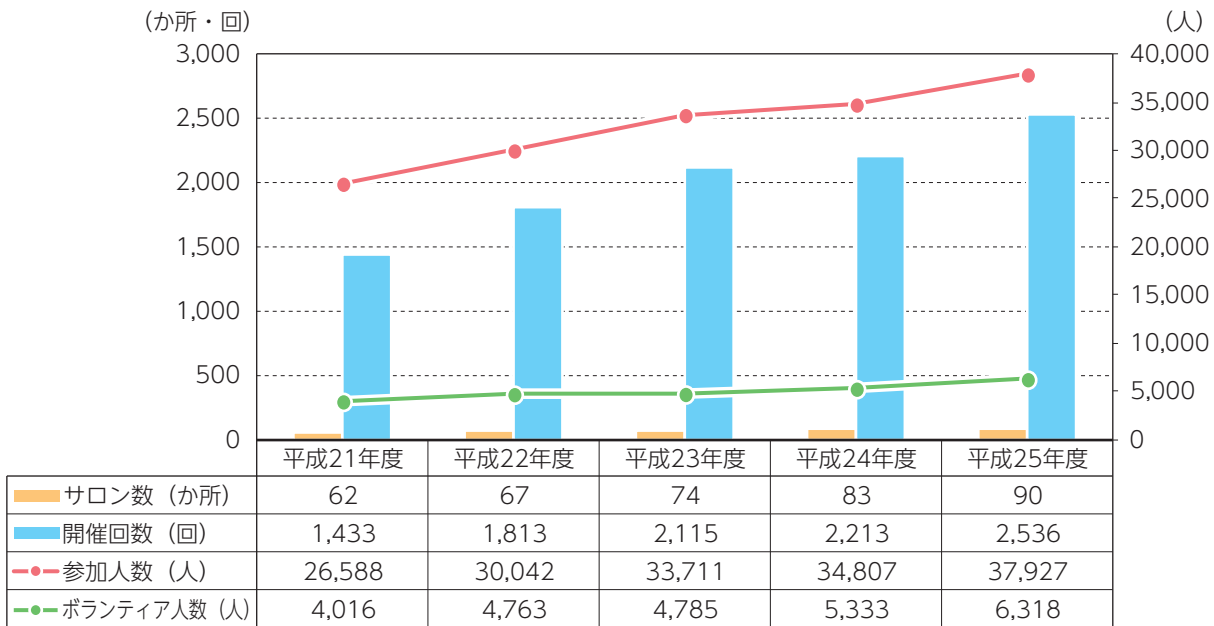
■地域福祉コーディネーターの役割



ふれあいいいきサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいつくりの場として地域の人たちが主体的に運営するサロン活動で、年々その数が拡大しています。

■ふれあいいいきサロンの活動状況

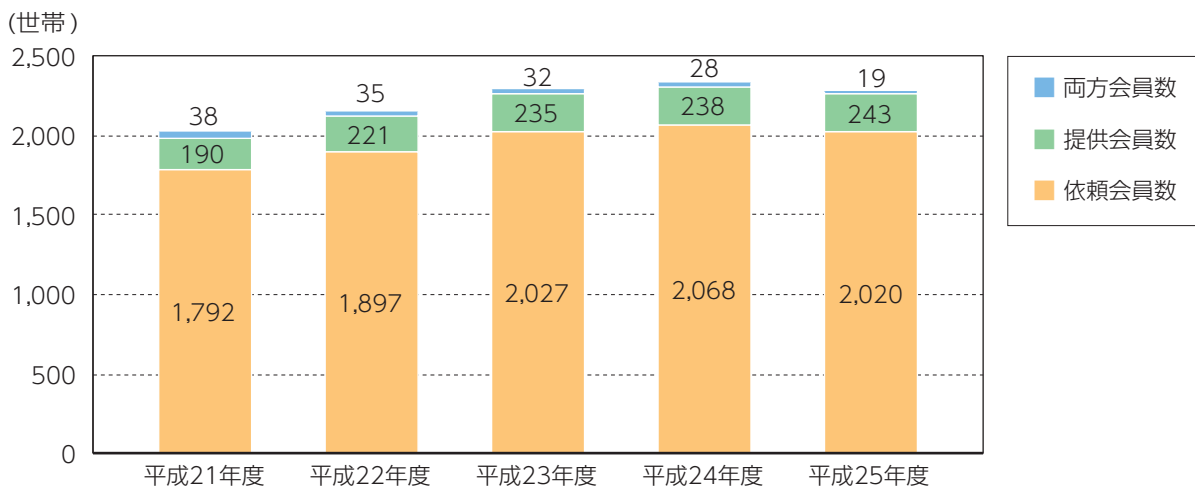


資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方(依頼会員)と子育ての援助を行いたい方(提供会員)が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業です。

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

いきいきサービス事業

おおむね60歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童及び妊産婦で日常生活の手助けが必要な方に対して、地域の方や民間事業者の参加と協力を得て行う会員制の事業です。

① ホームヘルプサービス

地域の協力会員による家事援助、介護援助、大掃除等のサービスを行っています。

② 食事サービス

民間事業者の協力を得て、高齢者向けに調理された夕食を自宅まで配食しています。

③ 緊急通報サービス

ひとり暮らしの高齢者などが安心して在宅で生活できるように、民間事業者の協力を得て、緊急時や健康に不安のある時などの通報に対し、24時間体制で即時に対応しています。

民生委員・児童委員による相談支援

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、現在146人(主任児童委員を含む。)が活動しており、生活上の様々な問題について、住民の立場で幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談・支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門に担当する9人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域の児童問題に取り組んでいます。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、問題が起こった時には状況に応じて適切なサービスや支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

■民生委員・児童委員の活動状況

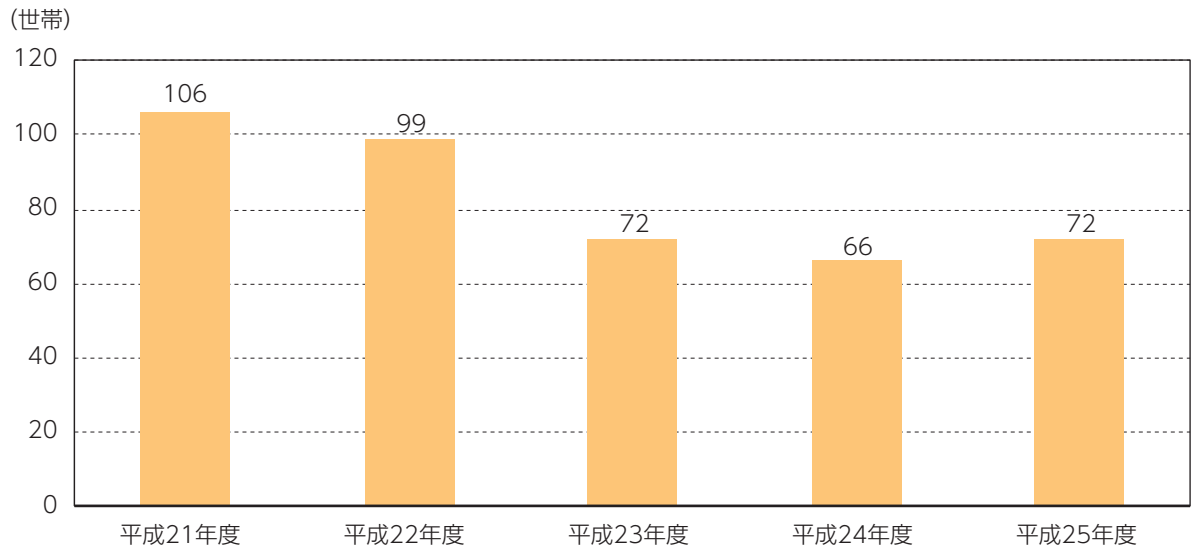
活動内容		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
分野別相談指導(件)	高齢者に関する	2,455	2,819	2,707	2,696	2,357
	障害者に関する	191	173	127	166	196
	子どもに関する	400	381	423	490	556
	その他	494	371	427	519	397
	計	3,540	3,744	3,684	3,871	3,506
その他活動(件)	調査・実態把握	1,624	2,168	12,363	1,095	2,582
	行事への参加	4,133	4,424	4,875	4,160	4,702
	地域福祉・自主活動	2,850	3,083	2,428	2,797	2,891
	民児協運営研修	7,185	7,516	7,335	7,779	8,274
	証明事務	84	86	83	93	101
	要保護児発見	58	64	61	43	26
訪問連絡(件)	訪問連絡活動	5,953	6,827	4,831	4,798	5,978
	その他	14,482	14,699	31,707	15,918	16,733
	委員相互	14,174	15,291	14,183	16,737	19,046
	その他	8,974	9,206	9,062	9,731	9,992
活動日数(日)		20,688	21,267	20,929	21,276	22,238

資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

話し合い員による相談支援

話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

■話し合い員の活動状況(派遣世帯数)



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

(2) 地域の福祉保健ネットワークの状況

ハートフルネットワーク事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。

関係協力機関 572機関(平成26年4月1日現在)



児童虐待防止ネットワーク

児童虐待の予防・啓発、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、子ども家庭支援センターを事務局として小・中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士など子どもに関わる関係機関による連携を図っています。

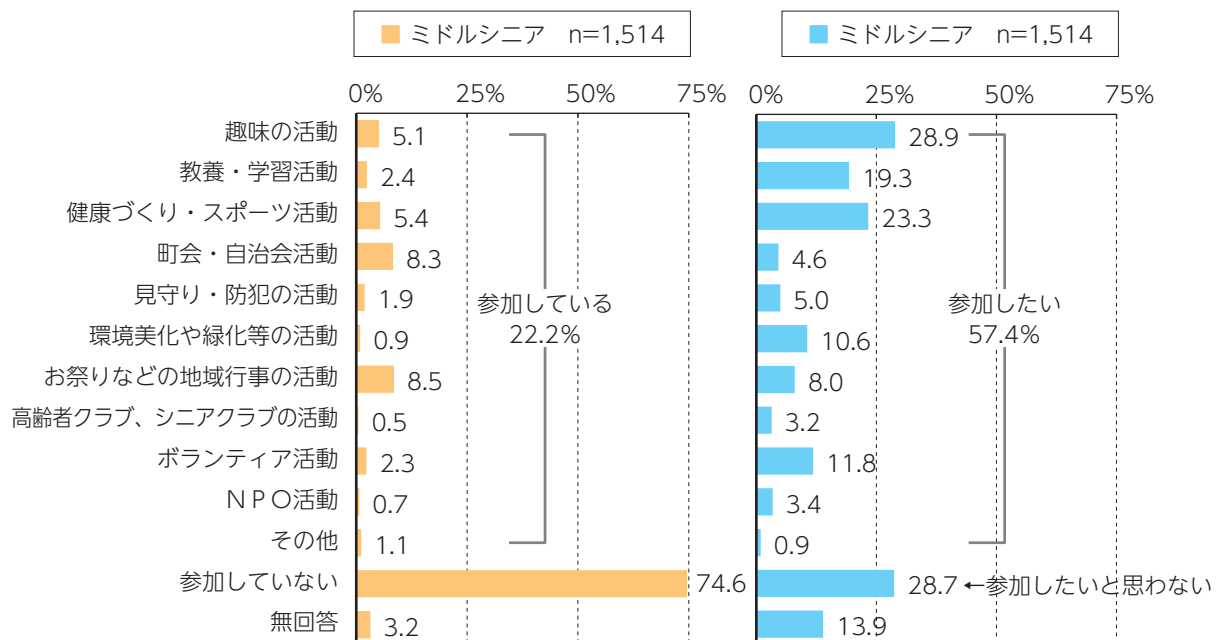
(3) 地域人材の育成の状況

ミドルシニア(50歳～64歳)と高齢者(65歳以上)の地域活動への参加意向

平成25年度に区が実施した調査では、「今後何らかの地域活動に参加してみたい」と答えた割合が、要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア(50歳～64歳)で57.4%、要支援・要介護認定を受けていない高齢者(65歳以上)で46.2%となっており、50歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

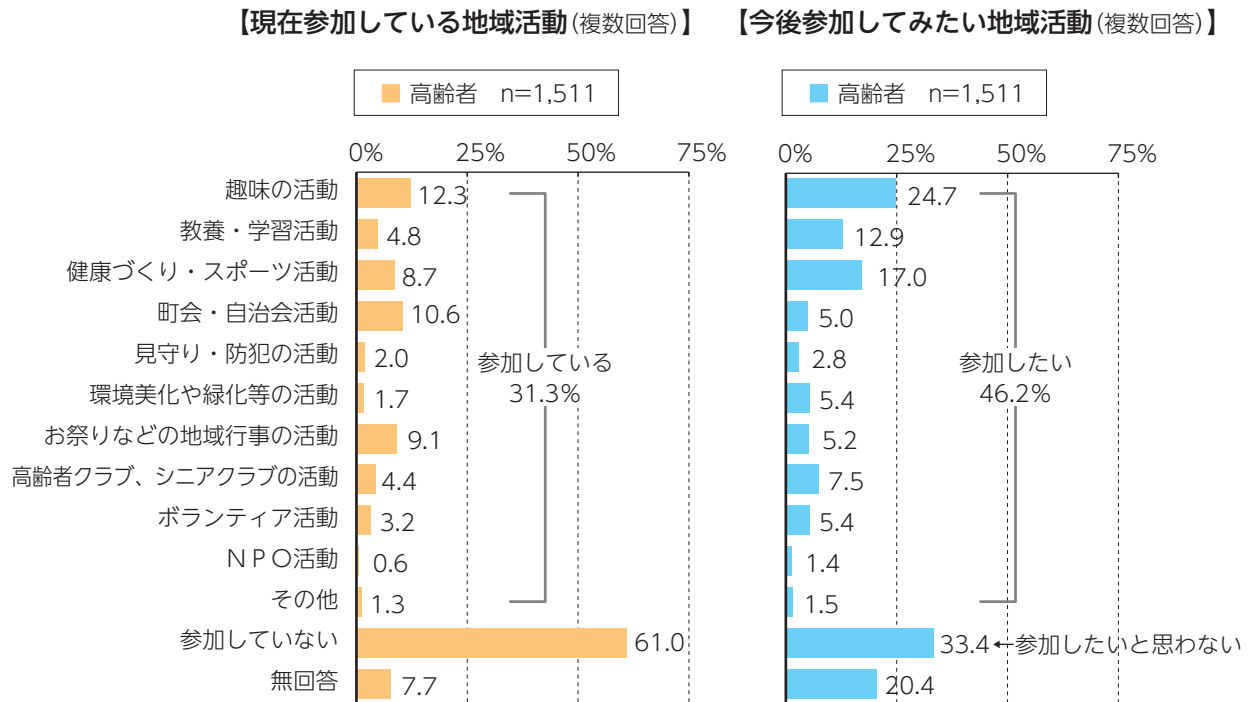
■要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア(50歳～64歳)の地域活動への参加意向 (図表中の「n」は、回答者数)

【現在参加している地域活動(複数回答)】 【今後参加してみたい地域活動(複数回答)】



資料：平成25年度文京区高齢者等実態調査

■要支援・要介護認定を受けていない高齢者(65歳以上)の地域活動への参加意向 (図表中の「n」は、回答者数)

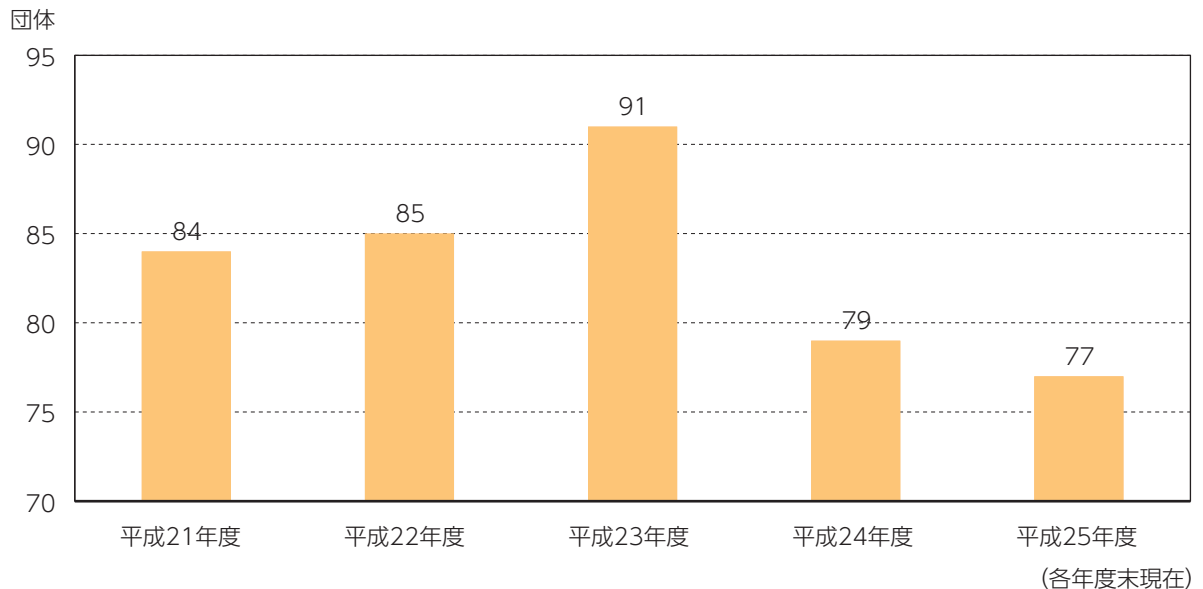


資料：平成25年度文京区高齢者等実態調査

ボランティア・市民活動センター

広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、社会福祉協議会が設置するボランティア・市民活動センターで、研修、講習会、体験教室等の実施をはじめ、地域福祉活動を担う人材育成の支援を行っています。

■ボランティア・市民活動団体の利用登録数



(4) バリアフリーの環境づくりの状況

まちのバリアフリー

さまざまな人が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、施設設置者と協働し、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、区では、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想の策定に向けた検討を行っています。

心のバリアフリー³

区では、平成25年に「心のバリアフリーハンドブック」を作成し、小・中学校に教材として配布するとともに、イベントなどの機会をとらえて広く区民に配布するなど、障害者や障害の特性についての理解の促進を図っています。

また、人権週間や障害者週間での関連行事の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして点字、カセットテープ、デージーによる区報の作成、ホームページの充実などに取り組んでいます。

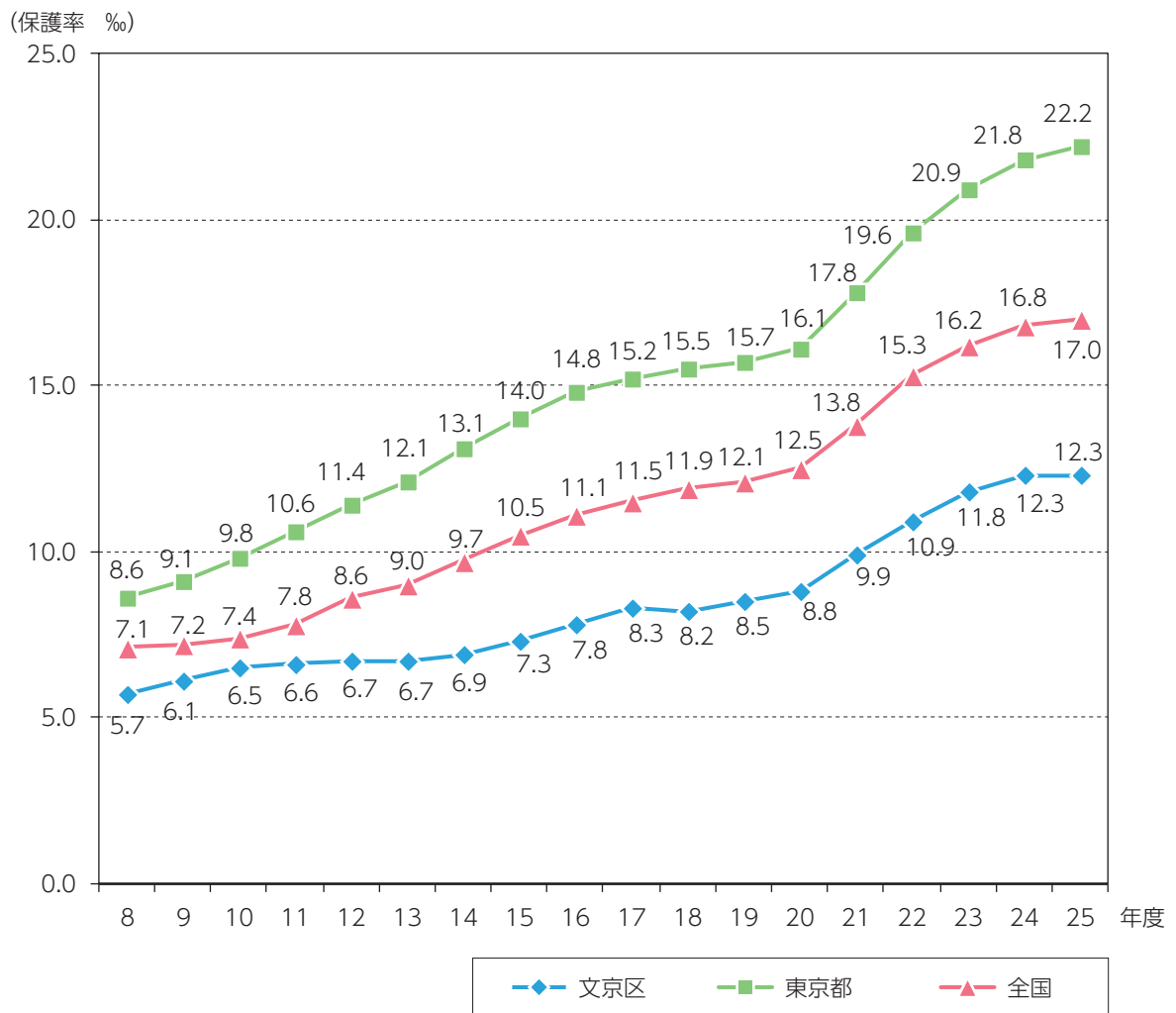
3 心のバリアフリー 高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。

(5) 生活福祉要援護者の状況

生活保護受給者数の推移

生活保護受給者数は、平成4年以降増加し続けています。また、保護率(単位：‰⁴)も増加傾向にあります。

■被保護者の動向(保護率=1000分率)



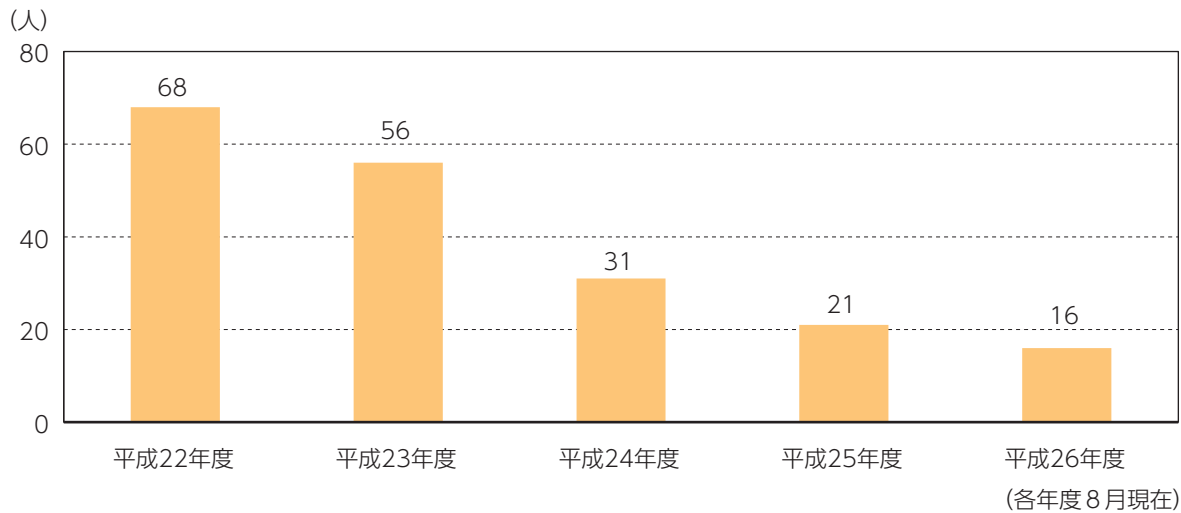
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

4 ‰ パーミル。1000分率。

路上生活者数の推移

公園等で生活する路上生活者は、自立支援センター文京寮での緊急一時保護、就労支援等の一貫した自立支援により、その数は漸減傾向にあります。

■区内の路上生活者数



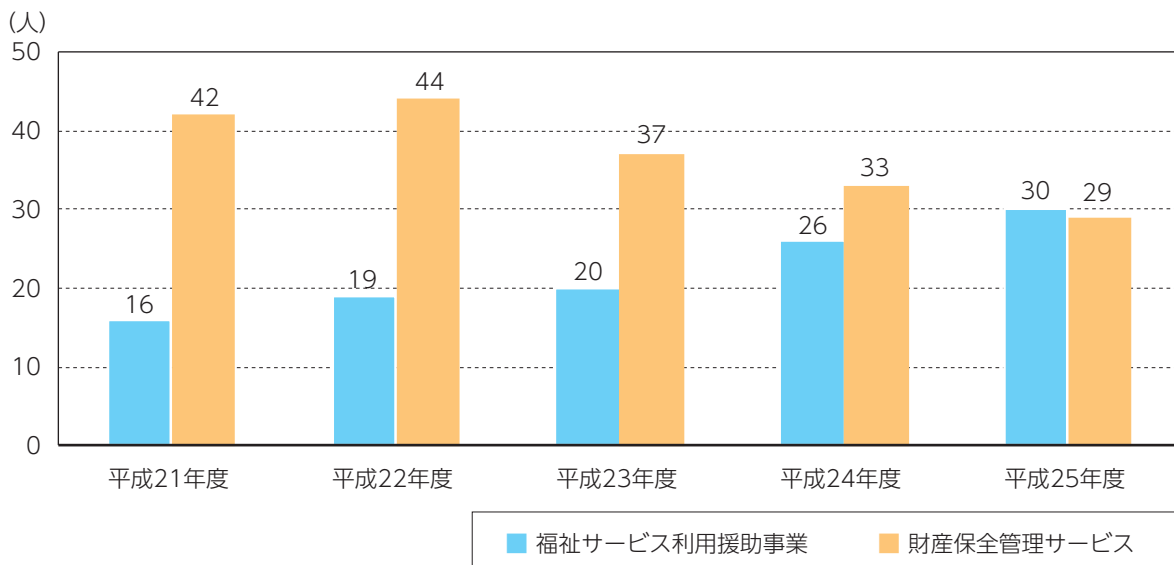
資料：東京都路上生活者概数調査

(6) 権利擁護の状況

福祉サービス利用支援

福祉サービス利用者が多くのサービスの中から適切なサービスを選択し、サービス事業者と対等な立場で安心してサービスが利用できるよう、区と社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」とが連携して、福祉サービス利用援助や相談支援を行っています。

■あんしんサポート文京の利用者数



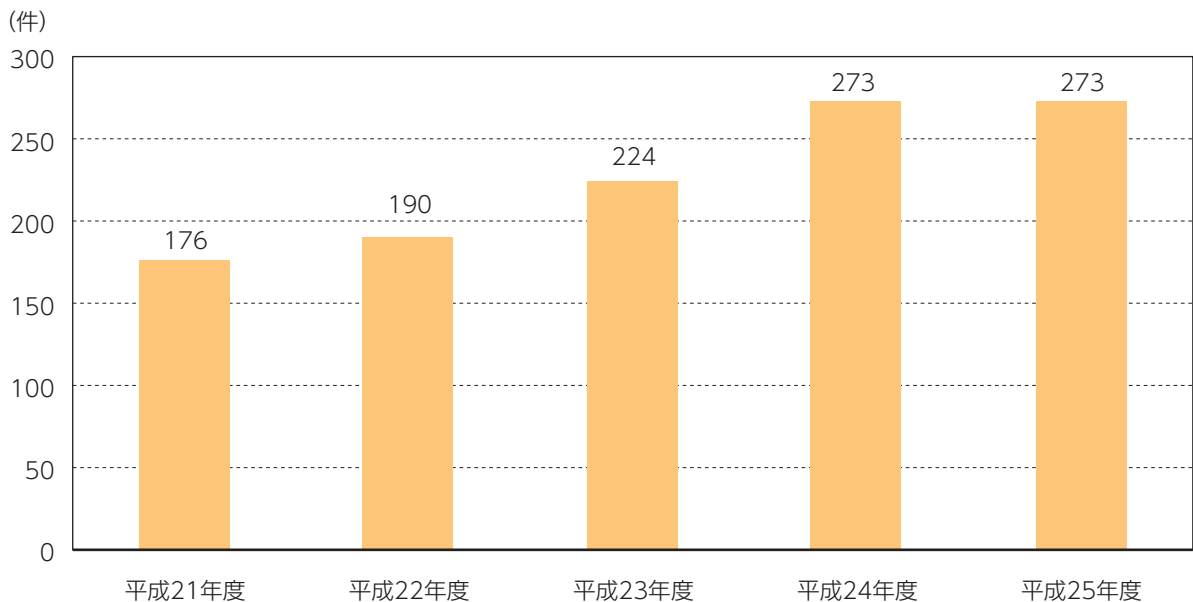
資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

成年後見制度

区の高齢者相談窓口、高齢者あんしん相談センター及び社会福祉協議会における権利擁護に関する相談件数は、年々増加する傾向にあり、成年後見制度に関する相談や申立件数も増加しています。一方で、申立者の不在や費用負担の問題などの理由により、申し立てをためらうケースが見られます。

そのため、区では、制度に対する周知をはじめ、「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援することにより、制度が適切に活用されるよう、普及啓発と利用促進を図っています。

■あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう(文の京)の社会福祉(平成26年版)

(7) 災害時要援護者の支援体制の状況

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の安否確認、避難誘導等を適切に行うことができるよう、毎年度災害時要援護者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署及び消防署に配付するとともに、消防署と協力し、登録者の個別訪問を実施し、現況確認と家具の転倒防止器具の設置案内を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な災害時要援護者等を一時的に受け入れ、保護する二次避難所として、特別養護老人ホームなど区内7か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

3 主要項目及びその方向性

(1) 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会・自治会、NPO、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体による地域での支え合いの体制づくりを支援していきます。また、その体制づくりには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの公的な団体と地域の多様な主体との連携が不可欠であることから、それら団体・主体間のネットワークづくりをこれまで以上に強化します。

また、平成25年度に区が実施した調査では、「今後何らかの地域活動に参加してみたい」と答えた割合が、要支援・要介護認定を受けていないミドルシニア(50歳～64歳)で57.4%、要支援・要介護認定を受けていない高齢者(65歳以上)で46.2%と高いことから、こうした人たちを貴重な地域人材としてとらえ、地域福祉活動への積極的な参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在するという地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

(2) まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザイン⁵の推進

だれもが安全に安心して生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進します。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、子ども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組みを推進するとともに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

(3) 子ども・高齢者・障害者の包括的な支援体制の整備

子ども、高齢者及び障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために必要な支援を的確に受けられるよう、区の各相談・支援窓口である子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組みを推進します。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高く

5 ユニバーサルデザイン 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人たちが利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

なっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、ひとり親家庭、高齢者、障害者など住宅の確保に特に配慮を要する者に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住宅困窮者への住まい方に関する相談支援の充実を図ります。

(4) 生活福祉要援護者等への支援

正規雇用の減少や世帯構造の変化等により、生活困窮者の増大が社会問題となっている中、生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行っていきます。また、稼働年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援していきます。

また、DV(ドメスティック・バイオレンス)⁶や虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト⁷、心理的虐待及び経済的虐待)の防止及び被害からの早期救済を行うため、必要な相談支援を行うとともに、都や警察などの関係機関との連携を強化していきます。

(5) 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

援護に必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者がサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。

また、判断能力の低下により援護が必要な高齢者、障害者等が地域で安心して生活できるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護事業の普及啓発や利用促進を図るとともに、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加に伴う今後の成年後見制度の需要数の増加を見据え、市民後見人の育成と法人後見の利用のあり方の検証を行っていきます。

(6) 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動に移せるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、自力で避難することが困難な高齢者、障害者などの災害時要援護者の安否確認、避難誘導等を適切に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携の強化をこれまで以上に図るとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある体制を構築していきます。

さらに、避難所で生活することが著しく困難な災害時要援護者が安心して避難することができるよう、福祉避難所の拡充を図るとともに、その運営体制の構築を推進します。

6 DV(ドメスティック・バイオレンス) 一般的には配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者からの身体的・性的・精神的暴力のこと。

7 ネグレクト 保護者、養護者などが児童、高齢者、障害者に対して、育児、世話、介護などを放棄すること又は著しく怠ること。

4 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
- 子…子育て支援計画 高…高齢者・介護保険事業計画
 障…障害者計画 保…保健医療計画

大項目 1 ともに支え合う地域社会づくり

小項目	計 画 事 業		
1 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	小地域福祉活動の推進	
	2	ボランティア・市民活動への支援	
	3	ふれあいいきいきサロン	
	4	ハートフルネットワーク事業の充実	高1-1-3
	5	みまもり訪問事業	
	6	いきいきサービス事業の推進	
	7	ファミリー・サポート・センター事業	子3-1-3
	8	文京区子育てサポーター認定制度	子3-1-2
	9	地域活動参加支援サイト	
	10	民生委員・児童委員による相談援助活動	
	11	話し合い員との連携	
	12	主任ケアマネジャーの支援・活用	
	13	青少年健全育成会への支援・連携	子3-3-1
	14	社会参加の促進事業	
	15	シルバー人材センターの活動支援	高3-6-4
	16	高齢者クラブ活動の支援	高3-5-1
	17	介護予防指導者等養成事業の推進	

大項目 2 ひとにやさしいまちづくり

小項目	計 画 事 業		
1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の策定	
	2	建築物等のバリアフリーの推進	
	3	道のバリアフリーの推進	
	4	総合的自転車対策の推進	
	5	公園再整備事業	
	6	コミュニティバス運行	

小項目	計 画 事 業	
2 心のバリアフリーの推進	1	福祉教育の推進
	2	障害及び障害者・児に対する理解の促進 障5-2-1
	3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実 障5-2-2
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報バリアフリーガイドラインの策定
	2	情報バリアフリーの推進
	3	区報ぶんきょう・ホームページでの情報提供の充実

大項目 3
安心して暮らせる環境の整備

小項目	計 画 事 業	
1 子ども・高齢者・障害者の包括的な支援体制の整備	1	児童虐待防止ネットワークの充実 子1-2-2
	2	高齢者あんしん相談センターの機能強化 高1-3-1
	3	在宅介護における医療連携の推進
	4	障害者基幹相談支援センターの運営
	5	地域医療連携の充実 保2-1-1
	6	住まいの確保
	7	住まい方の支援
2 生活福祉要援護者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進
	2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援
	3	DV被害の防止及び救済
3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	4	成年後見制度の利用促進
	5	法人後見の受任
4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援
	2	災害時要援護者への支援
	3	災害ボランティア体制の整備
	4	福祉避難所の拡充
	5	耐震改修促進事業
	6	家具転倒防止器具設置費用助成

5 計画事業

- の事業は、進行管理対象事業です。

1 ともに支え合う地域社会づくり

1-1 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

1-1-1 小地域福祉活動の推進

事業概要	<p>地域福祉コーディネーターを配置して、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高める。</p> <p>また、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>
3年間の計画事業量	<p>住民主体の小地域福祉活動をできるだけ早期に区内全域で推進するため、各圏域に「地域福祉コーディネーター」を配置する。</p>

1-1-2 ボランティア・市民活動への支援

事業概要	<p>ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。</p> <p>また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進するとともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	ボランティア・市民活動まつり参加団体数	団体	75	80	82	84
	ボランティア・市民活動センターへの利用登録団体数	団体	79	85	108	116

1-1-3 ふれあいいきいきサロン

事業概要	<p>外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支え合い、だれもが安心して楽しく暮らせるよう、住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	ふれあいいきいきサロン 設置数	箇所	90	91	92	95

1-1-4 ハートフルネットワーク事業の充実

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して生活をするために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行う。</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	ハートフルネットワーク 協力機関数	件	572	580	590	600

1-1-5 みまもり訪問事業

事業概要	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア(みまもりサポーター)が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行う。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	利用者数	人	78	90	100	105
	みまもりサポーター数	人	45	55	60	65

1-1-6 いきいきサービス事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	利用会員数	人	226	240	250	260
	協力会員数	人	87	95	100	105

1-1-7 ファミリー・サポート・センター事業

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。 援助を行う会員宅での預かりに加え、利用会員宅での預かりを行うとともに、早朝・深夜や緊急時、病後児などの多様な子育てニーズに対応するため、「ハッピーシッター事業」として、新たなシッターサービスを順次実施する。					
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	活動件数	件	6,261	6,400	6,500	6,600
	会員数	人	2,282	2,350	2,400	2,450

1-1-8 文京区子育てサポーター認定制度

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、横断的な認定制度と研修プログラムを区内関係機関の協力を得て開発し、新たに「文京区子育てサポーター認定制度」を導入する。 さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図る。【社会福祉協議会実施事業】					
3年間の計画事業量	区内関係機関と協働で「文京区子育てサポーター認定制度」を立ち上げ、区の子育て関連事業の新たな担い手の発掘と養成を行い、「ファミリー・サポート・センター事業(事業番号1-1-7)」のサービス範囲を拡充した「ハッピーシッター事業」の実施へ繋いでいく。 また、子育て中の世帯同士が、活動内容や時間を限定した預かり合いを行う仕組みを構築し、地域における子育て支援を推進していく。					

1-1-9 地域活動参加支援サイト

事業概要

NPO法人・ボランティア団体、町会・自治会、社会教育団体など、区内の非営利の公益活動を紹介する情報サイトとfacebook(フェイスブック)等のSNS(ソーシャル・ネットワークキング・サービス)を一体的に活用し、地域活動への参加促進を図る。

1-1-10 民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要

地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

1-1-11 話し合い員との連携

事業概要

65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみの世帯及び重度の身体障害者世帯の方を対象に、話し合い員が孤独感を和らげるため、自宅を定期的(平日の週1回1時間程度まで)に訪問し、話し相手になり、あわせて安否の確認を行う。

1-1-12 主任ケアマネジャーの支援・活用

事業概要

地域ケアマネジメント力向上の中核的役割を担う主任ケアマネジャーのネットワークの構築を支援し、意見交換や地域包括ケア促進に向けた研修等を実施するとともに、事例検討等のスーパーバイザーとして後進を育成する場を提供する。

1-1-13 青少年健全育成会への支援・連携

事業概要

地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会(平成26年度までの名称：青少年対策地区委員会)への活動支援を行う。

3年間の
計画事業量

項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
青少年健全育成会事業の参加者数	人	8,812	9,853	10,394	10,972

1-1-14 社会参加の促進事業

事業概要

ミドル・シニア(概ね50歳以上の方)の地域活動への参加及び生きがいの向上を図ることを目的とした講座等を実施する。

1-1-15 シルバー人材センターの活動支援

事業概要

元気でいつまでも働きたいと願う高齢者の地域の受け皿として、シルバー人材センターの活動を支援する。臨時的・短期的・軽易な就業を希望する高齢者に対して、地域社会の日常生活に密着した仕事を中心に請け負い、提供し、生きがいの創出、活力ある高齢社会づくりに貢献する。

3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度実績	29年度
	会員数	人	1,086	1,250
	就労実人員	人	870	1,000
	就業率	%	80.1	80.0

1-1-16 高齢者クラブ活動の支援

事業概要

地域において高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援する。

3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度実績	29年度
	会員数	人	約4,100	約4,100

1-1-17 介護予防指導者等養成事業の推進

事業概要

高齢者が身近な地域において介護予防を推進するために、文の京介護予防体操推進リーダー及び転倒骨折予防教室ボランティア指導員、脳の健康教室サポーターの育成を行い、地域資源の活用を行うとともに、高齢者の社会参加の場の推進を図る。

2 ひとにやさしいまちづくり

2-1 まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

2-1-1 文京区バリアフリー基本構想の策定

事業概要

公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するために、バリアフリー基本構想を策定する。

2-1-2 建築物等のバリアフリーの推進

事業概要

すべての人が区内の公共的性格をもつ各種施設を円滑に利用できるようにするため、施設の整備等を行う際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れることによって、福祉のまちづくりを推進する。

2-1-3 道のバリアフリーの推進

事業概要

これまで「文京区福祉環境整備要綱」に基づき、高齢者や障害者などだれもが社会参加できるように、歩道の段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置などに取り組んできた。本事業は、平成12年度に実施したバリア(歩道の段差、勾配等)箇所調査の結果に基づき、整備水準を向上させて「すべての人にやさしい道路」の実現を図る。

3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	整備件数	件	175	120	120	120

2-1-4 総合的自転車対策の推進

事業概要

歩行環境の改善のために、自転車駐車場の整備、自転車等放置禁止地域の設定、放置自転車の撤去を行う。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

2-1-5 公園再整備事業

事業概要

区立公園や児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園の再整備を行う。

2-1-6 コミュニティバス運行

事業概要

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

2-2 心のバリアフリーの推進

2-2-1 福祉教育の推進

事業概要	<p>障害者等に対する理解を深めることで偏見や誤解による地域での孤立や排除をなくすとともに、本事業を通じた地域活動の活性化を図るため、学校や地域、関係機関と連携し、ボランティア体験や障害当事者等との交流等を通じた心のバリアフリーを推進する。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	---

2-2-2 障害及び障害者・児に対する理解の促進

事業概要	<p>障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。</p>
3年間の計画事業量	<p>講演会の実施 6回(年2回) パンフレット等の作成</p>

2-2-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

事業概要	<p>障害者週間(12月3日～9日)を記念して、障害のある人もない人も共に集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	入場者数	人	3,342	3,400	3,400	3,400

2-3 情報のバリアフリーの推進

2-3-1 情報バリアフリーガイドラインの策定

事業概要

障害者が日常生活や社会生活の中で、情報のバリアを感じることなく地域で安心して暮らすために、情報の発信方法等において行政が必要な配慮は何かを検討するとともに、情報バリアフリーを推進するためのガイドラインを作成する。

また、作成したガイドラインを活用して、情報バリアフリーについての理解を深め、だれにでも見やすく分かりやすい情報提供をするための工夫や配慮について区民に周知していく。

2-3-2 情報バリアフリーの推進

事業概要

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うとともに、新たな技術の開発に注視し、その有効性を勘案しながら適切な媒体による情報提供を推進していく。

また、パソコン教室といった講座等を実施するなど障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行うことで、情報バリアフリーの推進を図っていく。

2-3-3 区報ぶんきょう・ホームページでの情報提供の充実

事業概要

視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、区報ぶんきょうを点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布する。

また、ホームページにおいても、ウェブアクセシビリティに関する職員研修を実施し、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要な時に取得できる環境を整える。

3 安心して暮らせる環境の整備

3-1 子ども・高齢者・障害者の包括的な支援体制の整備

3-1-1 児童虐待防止ネットワークの充実

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図る。また、児童虐待防止に関する啓発活動を行う。
3年間の計画事業量	地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、関係機関と連携しながら、要保護児童対策地域協議会を運営する。

3-1-2 高齢者あんしん相談センターの機能強化

事業概要	<p>高齢者あんしん相談センターは、今後さらに進行していく高齢化を見据え、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域における高齢者福祉の拠点として必要な相談・支援等に的確に対応するための機能強化を図る。</p> <p>また、高齢者あんしん相談センターの周知活動を進め、地域での認知度の向上を図るとともに、地域活動を強化し、在宅介護を支える医療と介護の連携調整などにより、在宅生活の充実を支援する。</p>			
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	29年度
	高齢者あんしん相談センターの総相談数	件	29,465	46,255

3-1-3 在宅介護における医療連携の推進

事業概要	在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療・介護サービス等を包括的に提供するため、高齢者あんしん相談センターが連携窓口となり支援を行う。また、ケアマネジャー等から在宅介護を支える医療連携の個別相談に応じるとともに、スキルアップのための各種研修会を開催する。
------	--

3-1-4 障害者基幹相談支援センターの運営

事業概要	<p>障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。</p>
------	--

3-1-5 地域医療連携の充実

事業概要	<p>区民により適切な医療を提供するため、区内大学病院・都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会で協議・検討を行い、地域医療連携を推進する。</p>
3年間の計画事業量	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進協議会・検討部会において、課題の整理、解決策・対応策の協議・検討を進め、地域医療連携の更なる充実を図る。 ・「かかりつけ医・歯科医・薬局」を持つ区民の割合を増やすため、地域医療について区民の理解が深まるよう啓発していく。 ・在宅療養の推進のため、在宅療養後方支援病院を増やす。

3-1-6 住まいの確保

事業概要	<p>子どもを育成するひとり親家庭、高齢者、障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない賃貸住宅の供給の促進を行う。</p> <p>また、公的住宅を公平かつ的確に供給するため、入居資格審査、入居者選考及び入居後の管理に関し一層の適正化を進める。</p> <p>さらに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようバリアフリー修繕や耐震改修工事等に係る助成、住宅資金融資あっせん、身体状況の変化に応じた住宅設備改修工事等への助成を引き続き行っていく。</p>
3年間の計画事業量	<p>民間住宅を活用して子どもを育成するひとり親家庭、高齢者、障害者など、住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保を図るため、バリアフリー化や居住機能向上に資する設備への支援を行う。</p>

3-1-7 住まい方の支援

事業概要	<p>子どもを育成するひとり親家庭、高齢者、障害者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む住まい方が可能となるよう必要に応じて関係機関と連携を図り、継続的に安心して暮らせるよう必要な情報を提供していく。</p> <p>シルバーピアや障害者住宅等の入居者には生活支援を行い、介護が必要になっても可能な限り在宅生活が継続できるよう支援する。</p>
3年間の計画事業量	<p>不動産関係団体との連携を強化し、子どもを育成するひとり親家庭、高齢者、障害者向けの民間賃貸住宅に係る情報を分かりやすく提供するとともに、相談受付や物件の紹介等の取組みを促進する。</p>



文京すまいるプロジェクト



住宅の確保に配慮を要する高齢者、障害者、ひとり親(以下「高齢者等」という。)に対する住まいの確保と、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた住まい方の支援を行い、高齢者等の居住継続を支援していくプロジェクトを平成27年度から開始します。

住まいの確保策

●すまいる住宅登録事業

住宅市場において入居制限を受けやすい高齢者等の住まいの確保を図るため、民間賃貸住宅のストック活用を行います。

●住まいの協力店制度

不動産業界団体から推薦を受けた店舗を「文京区住まいの協力店」とし、高齢者等に対し、適切な民間賃貸住宅情報を提供します。

住まい方の支援策

●ライフサポートアドバイザー事業

シルバーピアやすまいる住宅等入居者の安否確認や生活相談サービスをケアの専門家が担い在宅生活継続支援を行います。

●ライフプランセミナー事業

老後の生活に必要な資金や資力に応じた適正家賃と本区の家賃相場を把握してもらうことで、高齢期の住まい方をサポートします。



文京すまいる

現行 ワーデン制度
＜H27～29で廃止＞

ライフサポート アドバイザー事業 ＜新規事業＞

- 既存シルバーピア10か所
[9棟204戸+都営1棟] に配置
- LSA配置切替(H27～29)
安否確認サービス
生活相談サービス

地域包括ケアの充実

地域の高齢者あんしん
相談センターと連携し
て、入居者の自立生活
の継続支援

LSAは
ケアの専門家



要介護2
までの高齢者の
在宅生活を
サポート

LSAが
いるから
安心して
貸せるね♪

LSA

シルバーピアに配置されたLSAが、

文京区すまいる住宅登録事業 ＜レベルアップ事業＞

住宅オーナー

住宅オーナー謝礼 1万円/月
プラス文京区オリジナル加算！

- バリアフリー加算
- 高齢者配慮加算
- 生きがい加算
- 事故補償加算 等

最大で1万円/月

※入居1住戸あたり

仲介業者

高齢者等の入居を拒まない住宅を
登録し、成約した場合に謝礼あり

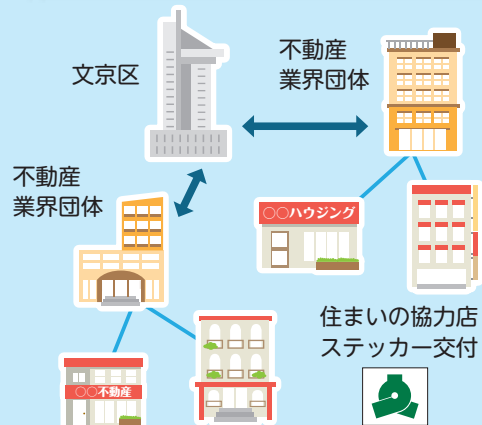
ライフプランセミナー事業 ＜新規事業＞

- ファイナンシャルプランナーによ
る老後の資金計画
- 宅地建物取引主任者
による家賃相場

ミドルシニア
から
準備開始！

連携


文京区住まいの協力店制度 (住まいの協力店連絡会) ＜新規事業＞



高齢者等住宅あっせん事業 ＜廃止＞

住まいの協力店で直接住宅のあっせ
んを行うため廃止

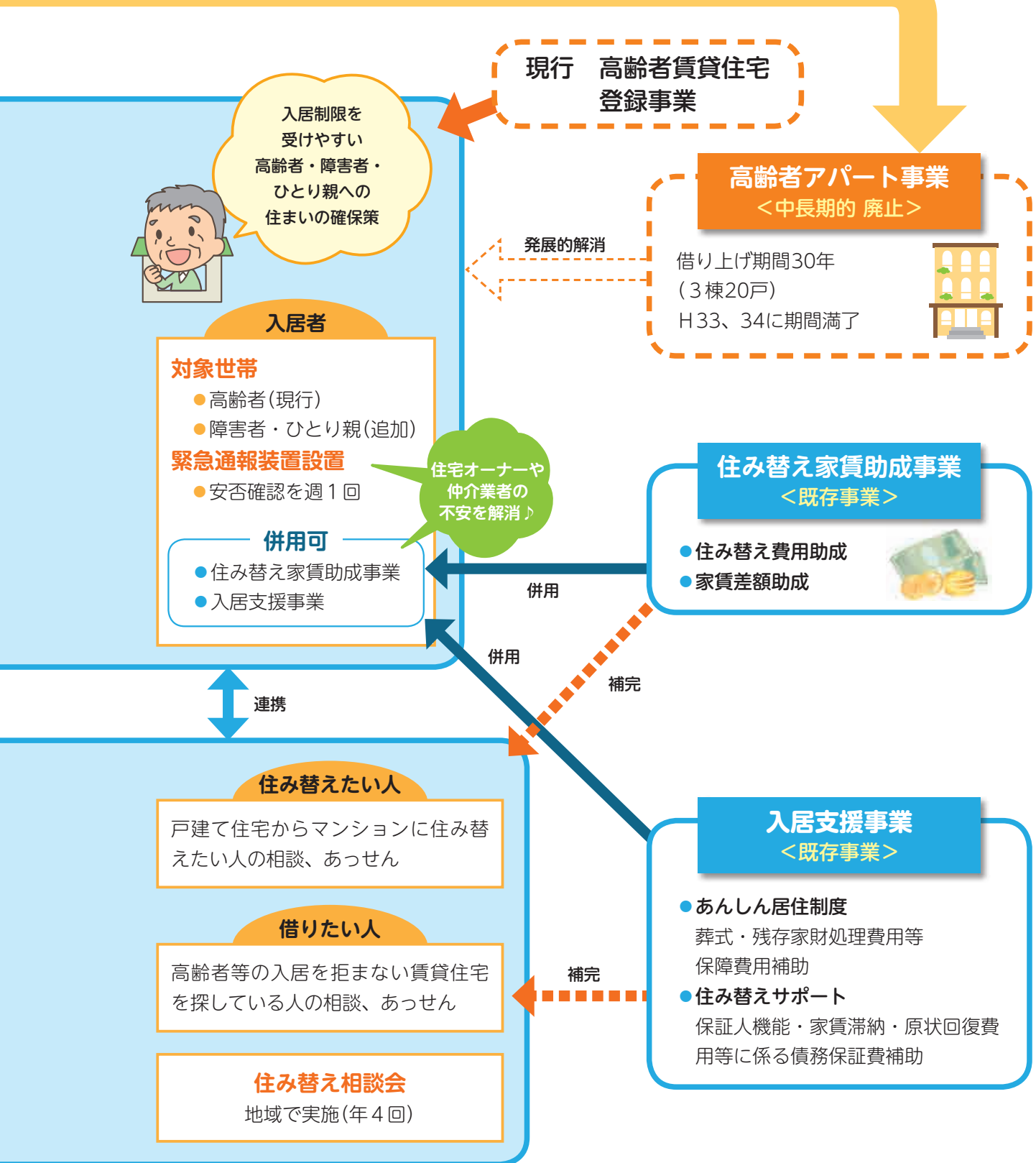
発展的解消

-  新規事業・レベルアップ事業
-  廃止事業
-  既存事業

プロジェクト



すまいる住宅や高齢者アパート入居者の生活指導や相談も担い、在宅生活を支援



3-2 生活福祉要援護者等への支援

3-2-1 生活困窮者への自立支援の推進

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施する。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	就労相談者数	人	—	60	60	60
	住宅確保給付金支給者数	人	—	50	50	50
	学習支援者数	人	—	60	60	60

3-2-2 生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要	生活保護受給者のうち稼働年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として6か月間実施する。					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	就労相談数	件	—	1,200	1,200	1,200
	就労セミナー受講者数	人	—	60	60	60
	就労体験者数	人	—	60	60	60
	就労者数 (半就労者数を含む。)	人	—	80	80	80

3-2-3 DV被害の防止及び救済

事業概要	夫などから暴力被害を受けている女性及び母子に対し、被害相談の受付、心身の健康を回復させるための医療機関受診指導、保護命令制度利用についての情報提供、助言、関係機関への連絡、婦人保護施設・母子生活支援施設等への入所による住宅の確保等の必要な保護を行う。
------	---

3-3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

3-3-1 福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要	<p>高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理、重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	福祉サービス利用援助事業 利用数	件	30	32	33	34
	財産保全管理サービス 利用数	件	29	33	34	35
	法律相談利用数	件	6	12	12	12

3-3-2 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	<p>福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行う。</p> <p>また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

3-3-3 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	<p>福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。</p>
------	--

3-3-4 成年後見制度の利用促進

事業概要	<p>成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】</p>					
3年間の 計画事業量	項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
	成年後見学習会・講座開催数	回	8	8	8	8
	専門相談利用数	件	23	36	36	36

3-3-5 法人後見の受任

事業概要	<p>成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、社会福祉協議会が成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】</p>
------	--

3-4 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

3-4-1 避難所運営協議会の運営支援

事業概要

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

3-4-2 災害時要援護者への支援

事業概要

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者に対し、災害発生時の安否確認、避難誘導等を適切に行うことができるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員等関係機関との連携をさらに強化するとともに、個別訪問を引き続き消防等防災関係機関と連携しながら行っていく。

また、災害時の停電等により、生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

なお、災害時要援護者の支援については、災害対策基本法の改正に基づき、名簿の作成方法、避難行動の支援方法について検討を行う。

3-4-3 災害ボランティア体制の整備

事業概要

災害時に高齢者、障害者、子育て中の親子等に対して地域住民や行政だけでは対応することが困難な復旧・復興支援を行えるよう、ボランティアと支援が必要な区民をコーディネートするための災害ボランティアセンターをいつでも設置できる体制を構築する。【社会福祉協議会実施事業】

3年間の 計画事業量

項目名	単位	25年度 実績	27年度	28年度	29年度
登録スタッフ数	人	—	14	20	25

3-4-4 福祉避難所の拡充

事業概要	<p>避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。</p>
3年間の計画事業量	<p>区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所設置箇所数の拡大を図る。</p> <p>あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、福祉避難所の設置及び運営に関するマニュアルを作成する。</p>

3-4-5 耐震改修促進事業

事業概要	<p>建築物の所有者が建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	木造住宅耐震診断数 (高齢者・障害者)	件	52	100	100	100
	木造住宅耐震設計・改修数 (高齢者・障害者)	件	53	30	30	30
	木造住宅耐震改修シェルター設置数(高齢者・障害者)	件	2	2	2	2

3-4-6 家具転倒防止器具設置費用助成

事業概要	<p>災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、災害時要援護者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。</p>					
3年間の計画事業量	項目名	単位	25年度実績	27年度	28年度	29年度
	家具転倒防止器具購入・設置費用助成数	世帯	26	100	100	100

第2章

子育て支援計画

1 計画の目的

急速な少子化の進行や保護者の就労形態の多様化など、子どもと家庭を取り巻く環境が著しく変化しており、保護者が子育ての第一義的責任を果たせるよう、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」などの子ども・子育て関連3法が制定されました。これらの法律に基づき、27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が開始され、幼児期の教育や保育などの量の拡充や質の向上を図ることとしています。

また、「子ども・子育て支援法」では、都道府県及び市町村(特別区を含む)は、国が定めた「指針」に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法が10年間延長されました。

本区では、平成22年3月に策定した「子育て支援計画」(平成22年度～26年度)の最終年度を迎え、子育て支援施策の継続性とさらなる拡充が必要なことから、「市町村次世代育成支援行動計画」と「子ども・子育て支援事業計画」を一体のものとし、新たな「子育て支援計画(次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画)」(平成27年度～31年度)を策定します。この計画に基づき、子どもの健やかな成長の支援や地域社会全体で子どもを育む体制の構築などを推進し、地域の思いやりにあふれた「おせっかい」の輪の中で、みんなが楽しく育ち合えるまちを目指します。

2 主要項目及びその方向性

(1) 子どもの健やかな成長の支援

妊娠中や出産後は、身体的にも精神的にも負担がかかる時期です。そこで、体の回復はもちろん、子育ての不安や新たな家族環境への適応など、心のケアも含めた産前・産後ケアの充実を図ります。

子どもの健やかな成長を図るため、発達段階に応じた各種健診や発育・栄養・生活環境などについての指導・助言などのサポートを行うとともに、発達に不安や障害のある場合の相談体制の整備や療育の場の充実など、適切な支援を受けられるよう取り組んでいきます。

また、子どもが健やかに成長していくためには、子ども自身の権利が保障されることが不可欠です。子どもと家庭を支援する関連機関等のネットワークを活かした取り組みを進め、児童虐待への対応と未然防止に努めるとともに、いじめや体罰を許さない社会を築いていきます。

(2) 子どもの生きる力・豊かな心の育成

次代を担う子どもたちが、仲間や自然とふれあい、他者を思いやる心や自立心を養うことは、豊かな人間性を形成する上で大切なことです。

このため、保育(養護・教育)や学校教育の充実をはじめ、小学生、中高生が様々な体験や同年齢・異年齢の友だちと遊び、ふれあうことのできる機会や居場所、遊びの場を子どもの視点を踏まえて確保するよう取り組んでいきます。

また、こうした時期から乳幼児とふれあうことや様々な自然体験・社会体験等を通して、生命を尊重する心、美しいものに感動する心、他者を思いやる心、規範意識などを育てていくことも必要です。

さらに、将来の社会生活を見据え、小学生、中学生の時期から、地域への愛着や望ましい勤労観、職業観を育む地域活動への参加や発達段階に応じたキャリア教育を推進していきます。

(3) 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

いかなる時代にあっても、子どもを産み育てたいと望む人たちが安心して子育てし、子どもたちが健やかに成長していく環境を整備することに社会全体で取り組む必要があります。

また、都市化や就業形態の多様化などにより、子育てに対するニーズは複雑化するとともに、子育ての負担感の増大や、地域で孤立する保護者への対応も課題となっています。

こうしたことから、家庭が子育ての第一義的責任を果たせるよう地域、学校、事業者、行政などが連携し社会全体で子育てを支援していきます。

(4) 子育てと仕事の両立支援

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、少子化対策の観点からも重要であり、国における育児休業や短時間勤務制度の普及・定着、事業者や従事者の意識改革などに社会全体で取り組んでいく必要があります。

また、本人の望むところにより、子育てしながら仕事を続けられる、あるいは再び希望したときに就業できる社会としていくため、様々なサービスの提供主体との連携などにより、子育て環境の充実を図っていく必要があります。

こうしたことから、多様化する子育て世帯のニーズに対応するため、様々な保育形態等による子育て支援サービスを提供することで、ニーズに応じた的確な支援を行うとともに、保育の質の充実と量の拡充を図り、引き続き、待機児童の解消に努めていきます。

(5) 子育ての心理的・経済的負担の軽減

子育てをしている人の中には、気軽に子育ての悩みを身近なところに相談できる人がいないことなどにより、心理的な負担や不安を抱えてしまう人もいます。

このような人たちが、不安や悩みを相談することにより、子育てについての心理的な負担感を解消し、安心して子育てができる環境を整備していきます。

また、子育てには、様々な養育費が必要となることから、子育てに伴う経済的な負担が大きいと感じる人も少なくありません。

こうしたことから、子育てに伴う心理的な負担感の解消や経済的な支援を図り、子育てに喜びを感じ、安心して子育てできる環境を整備していきます。

(6) 子どもを守る安全・安心なまちづくりの推進

子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、すべての人が安心して外出でき、過ごすことができるよう、歩道の段差解消や公園の整備など、だれにでもやさしいまちづくりを進めていきます。

また、子どもの非行防止や犯罪からの被害防止、交通事故から子どもを守るための啓発活動や発達段階に応じた訓練・安全指導を学校、地域、警察などと連携して引き続き取り組んでいきます。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 地…地域福祉保健の推進計画
 - 障…障害者計画
 - 保…保健医療計画
 - 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針(平成26年内閣府告示第159号)において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。

大項目 1 子どもの健やかな成長

小項目	計 画 事 業		
1 子どもや家庭における健康の確保	1	妊娠・出産への支援 ★	保1-4-1
	2	母親・両親学級	
	3	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業) ★	保1-4-2
	4	新生児沐浴・母乳指導	
	5	乳幼児健康診査	保1-4-3
	6	アレルギー相談	
	7	発達健康診査	障4-1-2
	8	経過観察健康診査	
	9	心理経過観察	
	10	歯科保健相談	
	11	栄養指導講習会	
	12	育児相談	
	13	文京区版ネウボラ事業	
	14	ぶんきょうハッピーベイビープロジェクト	
	15	シックハウス対策の普及啓発	
2 児童虐待防止対策の充実	1	児童を対象とした相談窓口の運営	
	2	児童虐待防止ネットワークの充実 ★	
	3	乳幼児家庭支援保健事業	

小項目	計 画 事 業		
3 障害児施策の充実	1	療育相談の充実	障4-1-3
	2	児童発達支援センターの運営	障4-2-1
	3	保育園障害児保育	障4-3-4
	4	育成室の障害児保育	障4-4-3
	5	障害及び障害者・児に対する理解の促進	障5-2-1
	6	障害児相談支援	障4-2-7
	7	児童発達支援	障4-3-1
	8	医療型児童発達支援	障4-3-2
	9	保育所等訪問支援	障4-3-3
	10	放課後等デイサービス	障4-4-9
	11	障害者・児歯科診療事業	障1-6-3
	12	障害児スポーツ事業	

大項目 2
子どもの生きる力、豊かな心の育成

小項目	計 画 事 業		
1 青少年の健全育成	1	文京区青少年育成プラン等の推進	
	2	放課後全児童向け事業 ★	
	3	児童館の整備及び運営	
	4	中高生の居場所の確保(b-lab(文京区青少年プラザ)等)	
	5	ひきこもり等の自立支援	
	6	ボランティア・市民活動への支援	地1-1-2
	7	保育園体験学習	
2 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	1	確かな学力育成事業	
	2	いのちの教育の推進	
	3	生きる力実現・学校力パワーアップ事業	
	4	部活動への支援	
	5	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール	
	6	総合相談事業の充実	障4-4-1
	7	学校施設の整備	
	8	教育情報環境整備	
	9	学校支援地域本部事業	
	10	私立幼稚園運営事業補助	

小項目	計 画 事 業		
3 家庭や地域の教育力の向上	1	家族のふれあいの促進	
	2	ブックスタート事業	
	3	消費生活出前講座(子ども向け)	
	4	子ども向け消費生活研修会	
	5	子ども向け文化・学習事業の充実	
	6	親子スポーツ教室	
	7	小中学生スポーツ教室	
	8	文京ジュニア・アスリート・アカデミー	
	9	家庭教育支援の推進	
	10	P T A活動との連携強化、活動支援	
	11	講座等での保育室設置	
4 特別支援教育の充実	1	幼稚園特別保育	障4-3-5
	2	就学前相談体制の充実	障4-3-6
	3	バリアフリーパートナー事業	障4-4-4
	4	特別支援教育の充実	障4-4-2

大項目 3 地域における子育て支援

小項目	計 画 事 業		
1 地域との協働・活動支援	1	民生委員・児童委員、主任児童委員による相談援助活動	
	2	文京区子育てサポーター認定制度	
	3	ファミリー・サポート・センター事業 ★	
	4	小地域福祉活動の推進	地1-1-1
	5	ふれあいいきいきサロン事業	地1-1-3
	6	医療機関等による子育て関連事業への協力	
	7	大学の子育て関連事業への協力	
2 仲間作りの支援・場の提供	1	子育てステーション	
	2	乳幼児プログラム	
	3	幼児クラブ	
	4	子育てグループ等支援	
	5	幼稚園施設開放	
3 健全育成活動への支援	1	青少年健全育成会への支援・連携	
	2	青少年の社会参加と青年育成事業の推進	

大項目 4 すべての子育て家庭への支援

小項目	計 画 事 業
1 保育の充実	1 安心・安全なシッターサービスの提供
	2 区立保育園の施設改修
	3 区立幼稚園の定員拡充 ★
	4 幼稚園・保育園の一元化施設の運営管理
	5 区立幼稚園の認定こども園化 ★
	6 お茶の水女子大学認定こども園(仮称)の開設 ★
	7 保育園延長保育 ★
	8 区立保育園年末保育
	9 地域型保育事業 ★
	10 グループ保育室運営 ★
	11 緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ★
	12 一時保育 ★
	13 病児・病後児保育 ★
	14 区立幼稚園の預かり保育 ★
	15 認証保育所の運営補助
	16 認可外保育施設の認可化移行支援事業 ★
	17 私立認可保育所の整備拡充 ★
	18 文京区版幼児教育・保育カリキュラム
	19 育成室の整備及び運営 ★
	20 民間事業者誘致による小学生の受入れ ★
	21 市街地再開発事業における子育て支援施設の誘致
	22 福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	23 子育て短期支援事業 ★
	24 私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助
2 子育てに伴う心理的 負担の軽減	1 子ども家庭支援センター事業 ★
	2 子育てひろば事業 ★
	3 保育園子育て相談
	4 幼稚園子育て相談

小項目	計 画 事 業	
3 子育てに伴う経済的負担の軽減	1	男性不妊検査費助成事業
	2	特定不妊治療費助成事業
	3	特定不妊治療費融資あっせん・利子補給事業
	4	入院助産
	5	児童手当
	6	乳幼児及び義務教育就学児医療費助成
	7	保育園第3子保育料助成
	8	認証保育所保育料助成
	9	区立幼稚園保育料の減免
	10	私立幼稚園等保護者負担軽減
	11	入学支度資金貸付
	12	奨学資金貸付
	13	就学援助
	14	学校給食補助
4 子育て情報提供の充実	1	子育てガイド
	2	子育て施策PRイベントの開催
	3	子育て応援メールマガジンの配信
5 仕事と生活の調和に向けた啓発	1	男女平等参画推進事業
	2	労働者・事業主への広報・啓発活動
6 ひとり親家庭への支援	1	母子・父子自立支援員
	2	母子家庭等自立支援事業
	3	母子生活支援施設
	4	母子・女性緊急一時保護事業
	5	ひとり親家庭緊急一時ホームヘルパー派遣事業
	6	児童扶養手当の支給
	7	児童育成手当(育成手当)の支給
	8	ひとり親家庭等医療費助成
	9	母子及び父子福祉資金
7 障害のある子どもの家庭への支援	1	短期保護 障1-1-15
	2	短期入所(ショートステイ) 障1-1-8
	3	緊急一時介護委託費助成
	4	特別児童扶養手当の支給
	5	児童育成手当(障害手当)の支給
	6	福祉手当の支給
	7	日中短期入所事業 障1-1-13

小項目	計 画 事 業	
8 良好な居住環境の確保	1	区立住宅の運営
	2	特優賃区民住宅借上げ事業
	3	居住支援の推進
	4	市街地再開発にかける住宅供給

大項目 5 子どもを守る安全・安心なまちづくり

小項目	計 画 事 業	
1 青少年のための地域環境の整備	1	非行防止・更生保護の推進
	2	環境浄化推進運動
2 安心して外出できる環境の整備	1	道のバリアフリーの推進 地2-1-3
	2	コミュニティ道路整備
	3	公園再整備事業
	4	建築物等のバリアフリーの推進
	5	文京区バリアフリー基本構想の策定
3 児童の安全の確保	1	犯罪の被害防止対策の推進
	2	安全・安心なまちづくり
	3	安全・安心な公園づくり
	4	安全・安心な学校づくり
	5	交通安全教育の実施
	6	防災教室の実施
	7	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備

第3章

高齢者・介護保険事業計画

1 計画の目的

文京区では、近年高層マンションなどの建設が進み、子育て世代の人口増加により、高齢化率は19%台で推移してきましたが、団塊の世代が65歳を超えて、平成26年10月には高齢化率が20.0%に達し、区民の5人に1人が高齢者となりました。

さらに一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯が増加している中、高齢者一人ひとりが尊厳をもって住み慣れた地域でいつまでも生き生きと自立した暮らしができるよう、自助・互助・共助・公助の組み合わせによって、地域全体で支えていく仕組みづくりが必要となります。特に、高齢者がサービスの受け手のみに留まらず、担い手となることが期待されており、このような地域貢献活動が高齢者自身の健康づくりや介護予防にも効果があると考えられています。

一方、後期高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者のさらなる増加も予想されます。平成27年4月に施行される改正介護保険法では、将来に向けて必要となるサービスを確保するため、地域支援事業の充実、サービスの重点化・効率化、費用負担の公平化等に取り組むこととしています。

こうした背景の中で、団塊の世代が75歳を迎える平成37年(2025年)を見据えた中長期的な視点に立ち、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを一体的に提供していく地域包括ケアシステムの構築を着実に推進するため、「文京区高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

2 主要項目及びその方向性

(1) 地域で支え合うしくみの充実

地域住民をはじめ各機関が協力して、高齢者の日常生活を支える穏やかな地域支援体制をつくれます。このため、元気高齢者をはじめとする区民が、多様な活動を通じて地域の高齢者の日常生活をサポートしながら、活力ある高齢期を過ごすためのしくみづくりを進めます。

また、介護の専門職による公的なサービスに限ることなく、ボランティア、NPO、地域団体等が提供するサービスもあわせて展開できるよう、担い手の支援を行います。

さらに、高齢者の尊厳ある暮らしを確保するため、相談体制や情報提供を充実するとともに権利擁護を推進する関係機関との連携を図ります。

(2) 在宅サービスの充実

介護が必要になっても可能な限り住み慣れた自宅での生活が継続できるように、介護保険居宅サービスをはじめ地域密着型サービスなどの介護保険制度の基盤を整備するとともに、適切な介護サービスを提供するため、介護人材の確保とレベルアップを目指して介護サービス事業者を支援します。

今後、増加が見込まれる認知症高齢者や医療依存度の高い高齢者に対して、認知症支援策の充実や介護と医療の連携の推進に取り組みます。

また、在宅で介護を行っている家族に対して心身の負担を軽減する支援を充実していきます。

(3) 健康で豊かな暮らしの実現

高齢になっても毎日に生きがいや、はりを持って自分らしくいきいきと生活できるよう支援を行います。特に、定年退職を迎えるまで生活の中心が職場にあり地域との繋がりが希薄となった団塊の世代や増加する一人暮らし高齢者が、地域コミュニティに参加しやすいしくみづくりを進めます。このため、高齢者が有する知識、豊かな経験や技術を地域社会に活かし、生涯現役であり続けるしくみに加えて、元気高齢者が介護の担い手として活躍していく取り組みを推進します。

また、加齢に伴う運動機能や記憶力の衰えを防ぐため、身近な地域で継続して参加できる運動機能向上等の介護予防の取り組みや、栄養改善・口腔機能の維持・向上を図る健康づくりを推進していきます。

(4) 高齢者の多様な住まい方の支援や取組み

生活の基盤として必要な住まいの確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。高齢者を対象とした住まいの確保に向けては、民間事業者の協力を得ながら既存ストックの活用等を進め、プライバシーと尊厳が十分に守られた高齢者の入居を拒まない住宅の普及促進に努めるとともに、介護が必要になったときでも、できる限り自立した在宅生活を継続できるよう住宅改修等に助成します。

また、住宅困窮度が高い人に対してシルバーピアを優先的に供給するしくみについて検討するとともに、入居者に生活相談や指導などの新たな生活援助を開始し、在宅生活の継続を支援していきます。

あわせて、様々なサービスを利用しても在宅生活の継続が難しい高齢者のための施設整備を行います。

(5) 災害への対応

災害時に自力で避難することが困難な災害時要援護者の安否確認、避難誘導を適切に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察、消防等の関係機関との連携の強化をこれまで以上に図るとともに、災害ボランティア体制の整備を進め、より実効性のある援護体制を構築していきます。

また、避難所での生活が著しく困難な災害時要援護者が安心して避難できる福祉避難所の拡充とその運営体制の構築を推進するとともに、介護保険サービスを提供する事業所や施設が災害時に通所者や入所者の安全を確保できるよう、事業者への必要な支援を行います。

さらに、地震に強い高齢者の住まいづくりへの支援も推進していきます。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
地…地域福祉保健の推進計画 保…保健医療計画
 - ※…介護予防・日常生活支援総合事業に関連する事業です。

大項目 1 地域で支え合うしくみの充実

小項目	計 画 事 業	
1 高齢者への地域支援体制の充実	1	文京区地域包括ケア推進委員会の運営
	2	地域ケア会議の構築・運営
	3	ハートフルネットワーク事業の充実
	4	小地域福祉活動の推進 地1-1-1
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動
	6	話し合い員との連携
	7	みまもり訪問事業 地1-1-5
	8	高齢者クラブ活動(友愛活動)に対する支援
2 地域活動の担い手への支援	1	ボランティア・市民活動への支援 地1-1-2
	2	ふれあいいきいきサロン 地1-1-3
	3	いきいきサービス事業の推進 地1-1-6
	4	シルバー人材センターの活動支援
	5	シルバーお助け隊事業への支援
	6	地域活動参加支援サイト
	7	小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】 地1-1-1
	8	生活支援コーディネーターの配置 ※
	9	介護予防指導者等養成事業の推進 ※
3 相談体制・情報提供の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化
	2	老人福祉法に基づく相談・措置
	3	介護保険苦情相談体制の充実
	4	高齢者向けサービスの情報提供の充実
	5	地域ケア会議の構築・運営【再掲1-1-2】
	6	小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】 地1-1-1

小項目	計 画 事 業		
4 高齢者の権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地3-3-1
	2	成年後見制度の利用促進	地3-3-4
	3	法人後見の受任	
	4	高齢者虐待防止への取組強化	
	5	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	

大項目 2 在宅サービスの充実

小項目	計 画 事 業		
1 介護保険居宅サービス等の充実	1	居宅サービス ※	
	2	地域密着型サービス	
2 介護保険サービス基盤の整備	1	高齢者施設の整備(介護老人保健施設)	
	2	地域密着型サービスの整備	
	3	地域密着型サービス事業者の指定	
3 認知症支援策の充実	1	認知症に関する普及啓発	
	2	認知症相談会の実施	
	3	認知症ケアパスの作成	
	4	認知症地域支援推進員の設置	
	5	認知症コーディネーターの設置	
	6	認知症サポート医・かかりつけ医との連携	
	7	認知症初期集中支援チームの設置	
	8	認知症サポーター養成講座	
	9	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ	
	10	認知症徘徊対策の充実	
	11	生活環境維持事業	
	12	地域密着型サービスの整備【再掲2-2-2】	
	13	地域ケア会議の構築・運営【再掲1-1-2】	
4 介護と医療の連携推進	1	かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保	
	2	在宅介護における医療連携の推進	
	3	地域医療連携の充実	保2-1-1
5 ケアマネジメント機能の強化	1	ケアマネジャーへの個別相談・研修	
	2	介護サービス事業者連絡協議会を通じた研修の実施	
	3	ケアプラン点検の実施	
	4	主任ケアマネジャーの支援・活用	

小項目	計 画 事 業		
6 介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会	
	2	介護人材確保の支援	
	3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
7 介護保険サービスの適正利用の促進	1	公平・公正な要介護認定の実施	
	2	ケアプラン点検の実施【再掲2-5-3】	
	3	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査	
	4	生活保護受給高齢者支援事業	
	5	事業者への実地指導・集団指導	
	6	給付費通知の送付	
	7	介護サービス情報の提供	
	8	介護サービス適正利用の啓発	
8 家族介護者への支援	1	緊急ショートステイ	
	2	認知症家族交流会・介護者教室・認知症カフェ【再掲2-3-9】	
	3	院内介助サービス	
	4	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業	
	5	仕事と生活の調和に向けた啓発	
9 ひとり暮らし高齢者等への支援	1	高齢者緊急連絡カードの整備	
	2	高齢者自立生活支援事業	
	3	シルバーお助け隊事業への支援【再掲1-2-5】	
	4	いきいきサービス事業の推進【再掲1-2-3】	地1-1-6
	5	緊急通報システム	
	6	みまもり訪問事業【再掲1-1-7】	地1-1-5
	7	話し合い員との連携【再掲1-1-6】	
	8	ごみの訪問収集	
	9	介護予防・生活支援サービス事業 ※	
	10	災害時要援護者への支援	
10 寝たきり等高齢者への支援	1	寝たきり等高齢者理美容サービス	
	2	寝たきり等高齢者紙おむつ支給等事業【再掲2-8-4】	
	3	緊急ショートステイ【再掲2-8-1】	
	4	高齢者日常生活支援用具の給付等事業	
	5	話し合い員との連携【再掲1-1-6】	
	6	歯と口腔の健康	

大項目 3 健康で豊かな暮らしの実現

小項目	計 画 事 業		
1 健康の維持・増進	1	健康相談	
	2	健康診査・保健指導	
	3	歯と口腔の健康【再掲2-10-6】	
2 健康づくりの支援	1	体力アップフェア	
	2	高齢者いきいき入浴事業	
	3	高齢者向けスポーツ教室	
	4	高齢者クラブ活動(健康づくり)に対する支援	
3 介護予防の推進	1	介護予防チェックリストの実施 ※	
	2	介護予防ケアマネジメントの実施 ※	
	3	プログラム事業の実施 ※	
	4	介護予防教室事業実施 ※	
	5	介護予防普及啓発事業の推進 ※	
	6	介護予防指導者等養成事業の推進 ※【再掲1-2-9】	
4 生涯学習	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
	2	文京いきいきアカデミア(高齢者大学)	
	3	生涯にわたる学習機会の提供	
5 高齢者の交流・社会参加	1	高齢者クラブ活動の支援	
	2	いきいきシニアの集い	
	3	シニアプラザ	
	4	福祉センター事業	
	5	寿教室	
	6	電子機器等利用に関する支援	
	7	ふれあいいきいきサロン【再掲1-2-2】	地1-1-3
	8	シルバーセンター等活動場所の提供	
	9	長寿お祝い事業	
	10	公園再整備事業	
6 高齢者の地域貢献・就業支援	1	社会参加の促進事業	
	2	ボランティア・市民活動への支援【再掲1-2-1】	地1-1-2
	3	いきいきサービス事業の推進【再掲1-2-3】	地1-1-6
	4	シルバー人材センターの活動支援【再掲1-2-4】	
	5	シルバーお助け隊事業への支援【再掲1-2-5】	
	6	高齢者の経験や技術を活かす支援策についての検討	
	7	小地域福祉活動の推進【再掲1-1-4】	地1-1-1

小項目	計 画 事 業	
7 介護予防・日常生活支援総合事業の実施	1	介護予防・生活支援サービス事業 ※【再掲2-9-9】
	2	一般介護予防事業 ※

大項目 4
高齢者の多様な住まい方の支援や取組み

小項目	計 画 事 業	
1 高齢者の居住安定の確保	1	居住支援の推進
2 生活環境の整備	1	高齢者住宅設備等改造事業
	2	住宅改修支援事業
	3	耐震改修促進事業 地3-4-5
	4	高齢者等住宅修築資金融資あっせん・利子補給
	5	家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6
	6	文京区バリアフリー基本構想の策定
	7	道のバリアフリーの推進 地2-1-3
	8	建築物等のバリアフリーの推進
3 介護保険施設サービス等の充実	1	施設サービス
	2	地域密着型サービス(認知症高齢者グループホーム)
	3	高齢者施設の整備(特別養護老人ホーム)
	4	地域密着型サービス施設の整備(認知症高齢者グループホーム)

大項目 5
災害への対応

小項目	計 画 事 業	
1 災害時要援護者への支援	1	災害時要援護者への支援【再掲2-9-10】
	2	福祉避難所の拡充 地3-4-4
	3	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
2 介護サービス事業者の災害対応に関する支援	1	介護サービス事業者のBCP(事業継続計画)マニュアル等の作成支援
	2	災害に関する情報提供・研修会の実施
3 震災への住環境対策	1	耐震改修促進事業【再掲4-2-3】 地3-4-5
	2	家具転倒防止器具設置費用助成【再掲4-2-5】 地3-4-6

第4章 障害者計画

1 計画の目的

我が国は、障害者権利条約⁸の締結に向け、「障害者基本法の改正」、「障害者虐待防止法⁹の成立」、「障害者総合支援法¹⁰の成立」、「障害者差別解消法¹¹の成立」、「障害者雇用促進法¹²の改正」といった国内法の整備を進めてきました。その後、国会における議論・承認を経て、平成26年1月に障害者権利条約の締約国になりました。

このことにより、「障害に基づくあらゆる差別の禁止」や「障害者が社会に参加し、包容されることの促進」を基本とする、障害者の権利実現のための取組みが求められることになりました。

本区の基本構想では、「だれもがお互いに人格と個性を尊重し、支え合うまち」を障害福祉分野の将来像として、その実現に向けた基本的な7つの取組みを示しています。

これらを受け、ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの理念のもと、障害のある人もない人も地域で共に暮らし、共に活動できる社会の実現に向けた取組みをより一層進めていくことが重要です。

障害者権利条約の中で掲げられている障害者に対する合理的配慮¹³については、国から示される基本方針に沿って、各自治体においても取組みを進めていくことが求められています。

また、障害の特性や多様なニーズに対応できる専門的な相談支援体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と障害者が自らサービス等を選択し、その人らしい生活を送るための支援が求められています。

こうした状況に着実に対応していくため、本区は、平成27年から平成29年までの3年間における障害者施策の考え方と取組みを示した「文京区障害者計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約の考え方を浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに認め合いながら共に生きる地域社会の実現を目指していきます。

8 障害者権利条約 正式名称「障害者の権利に関する条約」(Convention on the Rights of Persons with Disabilities)

9 障害者虐待防止法 正式名称「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

10 障害者総合支援法 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」

11 障害者差別解消法 正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

12 障害者雇用促進法 正式名称「障害者の雇用の促進等に関する法律」

13 合理的配慮 障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、認め合い、共に暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害者が継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、障害者が円滑に移動できるように支援すること(過度の負担とならない範囲)が該当する。

2 主要項目及びその方向性

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉のサービス基盤整備等が必要です。

そのため、グループホームや通所施設等の整備を進めることで地域での生活の場を確保するとともに、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを考慮しながら、利用者それぞれの障害の特性や状況に応じたサービスを適正に提供し、障害者の自立した生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行うとともに、地域定着促進のための関係機関の連携等、支援体制の構築を図っていきます。

また国の基本指針¹⁴では、障害者の地域生活に必要な機能の整備として、相談支援体制や地域のネットワーク作り、緊急時の受入などに対応する地域生活支援拠点を、平成29年度末までに各市町村又は圏域に少なくとも1か所整備することを目標にしています。区においても地域自立支援協議会等で協議・検討し、整備に向けた取組みを行っていきます。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害福祉サービス等の必要な情報が適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、障害者にとって分かりやすく、利用しやすい総合相談窓口として障害者基幹相談支援センターを設置します。さらに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと関係機関が連携しながら、専門的かつ継続的な相談支援が行えるよう体制を構築することで、相談支援の充実を図っていきます。

また、障害を理由とした不当な差別等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者差別解消法の成立、障害者権利条約の締結を踏まえ、障害者の権利の実現に向けた取組みを強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度のさらなる普及啓発、意思決定支援の質の向上等に取り組むことに加え、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活が送れるよう支援を行っていきます。

14 国の基本指針 障害者総合支援法第87条に規定する厚生労働省の定める基本指針(平成18年6月26日厚生労働省告示第395号)。これにより、障害福祉計画の策定にあたっては、障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

(3) 障害者が当たり前に通ける就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な雇用の場が必要です。また、障害者雇用促進法で定める法定雇用率の引き上げ等により企業の採用意欲が高まる中、障害者への支援だけでなく、受け入れ側である企業への支援も求められています。

そのため、就労関係機関の中心となる障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、訓練作業室の設置等機能の充実を図り、よりきめ細やかな支援を行っていきます。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、職場定着支援についても取組みを推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組みを行うとともに、利用者の就労に関する知識や能力の向上を図っていきます。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

子どもの育ちと家族を支援していくためには、子どもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見や早期療育、子どもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、子どもを取り巻く関係機関が連携しながら、切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

平成27年度には、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置することで、総合的な相談支援体制を構築し、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、新たに児童発達支援センターを設置し、関係機関との連携の強化を図ることで、子どもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、全ての子どもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指すため、障害の有無に関わらず共に育ちあう環境を整えるとともに、遊び等の様々な経験を通して、障害や障害児への理解を促していきます。

さらに、仕事と子育ての両立を含めた障害のある子どもの保護者の支援を図るとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な訓練と併せて社会への参加の促進を図るための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、子どもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めた全ての人々が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加するためには、3つのバリアフリーを推進していく必要があります。

3つのバリアとは、「まちのバリア」、「情報のバリア」、「心のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。また、「情報のバリアフリー」では、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を入手できるための取組みを推進し、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組み

を行います。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組みを進め、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

(6) 災害対策と緊急事態に対する支援

発災時や緊急事態に対応するためには、安否確認や避難誘導、情報提供等の支援を迅速に行っていく必要があります。そのため、避難行動要支援者名簿の作成や利用、提供方法等の検討を進めるとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、災害時要援護者に関する情報の充実、地域におけるネットワークの構築を図り、地域の災害対応力を高めていきます。

また、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者への配慮を加えた避難所や福祉避難所の整備を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 地…地域福祉保健の推進計画 子…子育て支援計画 保…保健医療計画
 - ◆…第4期障害福祉計画(平成27年度～29年度)において、年度ごとの利用者数、量の見込みを定めることとされたものです。

大項目 1 自立に向けた地域生活支援の充実

小項目	計 画 事 業
1 個に応じた日常生活への支援	1 居宅介護(ホームヘルプ) ◆
	2 重度訪問介護 ◆
	3 同行援護 ◆
	4 行動援護 ◆
	5 重度障害者等包括支援 ◆
	6 生活介護 ◆
	7 療養介護 ◆
	8 短期入所(ショートステイ) ◆
	9 補装具の支給
	10 意思疎通支援事業 ◆
	11 日常生活用具給付 ◆
	12 移動支援 ◆
	13 日中短期入所事業 ◆
	14 緊急一時介護委託費助成
	15 短期保護
	16 福祉タクシー
	17 地域生活安定化支援事業
	18 日中活動系サービス施設の整備
	19 地域生活支援拠点の整備に向けた検討 ◆
2 事業者への支援・指導	1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進
	2 障害福祉サービス事業者等への指導・監査
	3 障害者施設職員等の育成・確保
3 生活の場の確保	1 グループホームの拡充
	2 共同生活援助(グループホーム) ◆
	3 施設入所支援 ◆
	4 居住支援の推進

小項目	計 画 事 業	
4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆
	2	入院中の精神障害者の地域生活への移行 ◆
	3	精神障害者の地域定着支援体制の強化
	4	地域移行支援 ◆
	5	地域定着支援 ◆
5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
	2	地域活動支援センター ◆
	3	自立訓練(機能訓練・生活訓練) ◆
	4	難病リハビリ教室
6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
	2	難病医療費助成
	3	障害者・児歯科診療事業
	4	精神保健・難病相談
7 経済的支援	1	福祉手当の支給
	2	児童育成手当の支給
	3	利用者負担の軽減

大項目 2
相談支援の充実と権利擁護の推進

小項目	計 画 事 業	
1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築
	2	計画相談支援 ◆
	3	地域移行支援 ◆ 【再掲1-4-4】
	4	地域定着支援 ◆ 【再掲1-4-5】
	5	相談支援事業 ◆
	6	地域自立支援協議会の運営 ◆
	7	障害者基幹相談支援センターの運営
	8	身体障害者相談員・知的障害者相談員
	9	障害福祉サービス等の情報提供の充実
	10	障害者24時間安心相談・サポート事業
	11	小地域福祉活動の推進 地1-1-1
2 権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進 地3-3-1
	2	成年後見制度の推進 ◆ 地3-3-4
	3	法人後見の受任
	4	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実
	5	障害者・児虐待防止対策支援事業

大項目 3 障害者が当たり前に通ける就労支援

小項目	計 画 事 業	
1 就労支援体制の確立	1	障害者就労支援の充実
	2	就労支援ネットワークの構築・充実
	3	就労促進助成事業
2 職場定着支援の推進	1	就業先企業への支援
	2	安定した就業継続への支援
	3	就労者への余暇支援
3 福祉施設等での就労支援	1	福祉施設から一般就労への移行 ◆
	2	就労移行支援 ◆
	3	就労継続支援(A型・B型) ◆
	4	福祉的就労の充実
	5	障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進
	6	日中活動系サービス施設の整備【再掲1-1-18】
4 就労機会の拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
	2	障害者雇用の普及・啓発
	3	地域雇用開拓の促進

大項目 4 子どもの育ちと家庭の安心への支援

小項目	計 画 事 業	
1 障害のある子どもの健やかな成長	1	乳幼児健康診査 保1-4-3
	2	発達健康診査
	3	療育相談の充実
	4	発達に関する情報の普及啓発
2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営
	2	多様な支援機関の連携
	3	継続支援体制の充実
	4	専門的療育訓練
	5	個別の支援計画の作成
	6	専門家による巡回相談事業
	7	障害児相談支援 ◆

小項目	計 画 事 業	
3 乳幼児期・就学前の支援	1	児童発達支援 ◆
	2	医療型児童発達支援 ◆
	3	保育所等訪問支援 ◆
	4	保育園障害児保育
	5	幼稚園特別保育
	6	就学前相談体制の充実
4 学齢期の支援	1	総合相談事業の充実
	2	特別支援教育の充実
	3	育成室の障害児保育
	4	バリアフリーパートナー事業
	5	個に応じた指導の充実
	6	交流及び共同学習支援員配置事業
	7	特別支援教育担当指導員配置事業
	8	特別支援連携協議会専門家チームの運営
	9	放課後等デイサービス ◆
5 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1	保育園障害児保育【再掲4-3-4】
	2	幼稚園特別保育【再掲4-3-5】
	3	育成室の障害児保育【再掲4-4-3】
	4	交流及び共同学習支援員配置事業【再掲4-4-6】
	5	ぴよぴよひろば(親子ひろば事業)
	6	子育てひろば
	7	児童館
	8	b-lab(文京区青少年プラザ)

大項目 5 ひとにやさしいまちづくりの推進

小項目	計 画 事 業	
1 まちのバリアフリーの推進	1	建築物等のバリアフリーの推進
	2	道のバリアフリーの推進 地2-1-3
	3	文京区バリアフリー基本構想の策定
	4	総合的自転車対策の推進
	5	公園再整備事業
	6	コミュニティバス運行
2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) ◆
	2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
	3	障害者事業を通じた地域交流
3 情報のバリアフリーの推進	1	情報バリアフリーガイドラインの策定
	2	情報バリアフリーの推進
4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及啓発
	2	災害時要援護者への支援
	3	福祉避難所の拡充 地3-4-4
	4	避難所運営協議会の運営支援
	5	災害ボランティア体制の整備 地3-4-3
	6	耐震改修促進事業 地3-4-5
	7	家具転倒防止器具設置費用助成 地3-4-6
	8	緊急通報・火災安全システムの設置
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域交流【再掲5-2-3】
	2	地域に開かれた施設運営
	3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲5-2-2】
	4	心身障害者・児レクリエーション
	5	障害者スポーツ等の推進
6 地域福祉の担い手への支援	1	ボランティア・市民活動への支援 地1-1-2
	2	点訳ボランティア・手話通訳ボランティア等の養成
	3	手話奉仕員養成研修事業 ◆
	4	ふれあいいきいきサロン 地1-1-3
	5	ファミリー・サポート・センター事業 子3-1-3
	6	民生委員・児童委員による相談援助活動
	7	話し合い員との連携
	8	自発的活動支援事業 ◆
	9	地域活動参加支援サイト

第5章

保健医療計画

1 計画改定の背景・趣旨

高齢化が進展していく中で、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を営み、住み慣れた地域で安心して暮らすことが求められています。

しかし、平均寿命が延びる一方で疾病構造が大きく変化することとなり、健康に関する区民のニーズも多様化する中、生活習慣病の予防をはじめ、安心できる地域医療体制の構築、健康被害の防止と安全確保などの取組みの充実が必要となっています。

国においては、「健康日本21」の計画期間満了に伴い、新たに平成25年度から34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」の指針が示されました。その中では、健康寿命の延伸と健康格差の縮小、生活習慣病の予防と重症化予防の徹底、健康を支え、守るための社会環境の整備などの方向性が示されています。

区の保健医療施策については、これまで「文京区地域福祉保健計画」の分野別計画である「保健医療計画」と「健康ぶんきょう21」の2つの計画に基づいて推進してきました。

「保健医療計画」は区民の健康づくりから地域医療、健康安全を含む幅広い分野に対応する一方、「健康ぶんきょう21」は、生活習慣病の予防に重点を置くとともに、子どもの頃からの基本的な生活習慣の形成やこころの健康・ストレス対策などを中心に推進してきました。

区では、平成24年度に「健康ぶんきょう21」の計画期間が満了することを見据えて、平成23年度に「保健医療計画」を1年延長する改定を行いました。平成25年度からは、両計画を統合し、区民の健康維持増進を実現する総合的な計画として策定することといたしました。

したがって、本計画は、生活習慣病予防や健康増進の取組み、地域保健医療の推進、感染症予防や食品の安全性等に関わる健康安全の確保に関する分野を含んだ保健医療施策全般にわたる内容となるものです。

なお、本計画の推進に当たっては、誰もが健やかに安心して暮らせる社会の実現を目指して、区民一人ひとりの主体的な健康づくりへの参加を促すとともに、保健医療、健康安全に関わる各種関係機関・団体と行政とが互いに協力しながら、保健医療施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

2 保健医療に関する重点課題

(1) 健康づくりの推進

「健康日本21(第二次)」の方針に基づき、子どもから高齢者まですべての区民が、健やかで心豊かに生活できる地域社会の実現を目指して、食習慣の改善や運動習慣の定着等の一次予防に重点を置いた対策を推進していきます。また、疾病の早期発見・早期治療に向け、特定健康診査・特定保健指導やがん検診等の充実と受診率向上を図り、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ります。

さらに、育児不安の軽減や介護予防の推進など乳幼児期から高齢期に至るまでライフステージに応じた区民一人ひとりの健康づくりを支援し、健康寿命の延伸を図るため、関係機関や団体等と連携し、社会環境の整備に取り組めます。

食育については、食育推進計画を策定して、生活習慣病予防のための食生活の実践だけでなく、食を通じたコミュニケーションや食を大切にする心、食の安全について普及啓発を進めていきます。

(2) 地域医療の推進と療養支援

人口構成や疾病構造の変化、医療技術の進歩など保健医療を取り巻く環境が大きく変化する中、在宅医療の重要性が増しており、地域全体で切れ目のない医療提供体制の構築を図る必要があります。このため、「かかりつけ医・歯科医・薬局」と病院とのそれぞれの機能に応じた役割分担を明確にし、区民が身近な地域で安心して医療を受けられるよう地域医療連携の推進を図ります。

高齢化の進展に伴い、認知症患者の増加などの課題が生じており、安心して在宅生活が継続できるよう医療と介護の連携を推進します。また、初期救急医療の充実、大規模災害の発生に備えた医療救護体制の整備に取り組めます。

精神保健福祉施策は、入院中心から地域生活中心へと転換を図っています。こころの病を抱える人に対しては、精神保健相談等を利用して必要な医療に結びつくよう支援を行い、また、治療が長期に及ぶ精神疾患がある人に対しては、確実な医療継続のための支援と地域での安定した生活を支えるための施策の充実を図ります。さらに、自殺予防対策としてうつ病対策などの取り組みを推進します。

難病患者や公害患者等の在宅療養患者に対しては、関係機関との連携により療養支援及び相談支援体制の充実を図ります。

(3) 健康安全の確保

多くの人や物が複雑に関連し集積する都市においては、健康被害が発生する危険性も高いことから、多様化する健康危機に対処し、区民の健康安全を確保するため、国や都と連携した健康危機管理対策を構築していきます。

特に、新型インフルエンザは区民生活に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、発生に備えた行動計画を策定します。また、新型インフルエンザが発生した際に、区民一人ひとりが正しい知識を持ち適切に対応できるよう、迅速な情報収集及び情報提供に努めます。

日々の安全確保と新たな健康危機等への備えの両面から、区民の日常生活を支える食品・医薬品・生活環境・飲用水等の安全確保と、食中毒、感染症などの発生予防と被害拡大の防止に努めます。

また、ペット飼育者が増加する中、狂犬病予防の啓発やペットの糞尿被害防止に努め、飼育マナーの向上に向けての取組みや、ペットと人が共生できる社会づくりを推進します。

3 計画の体系

- 【凡例】**
- は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
 - 他の分野別計画で進行管理を行う事業は、小項目の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 子…子育て支援計画
 - 高…高齢者・介護保険事業計画
 - 障…障害者計画

大項目 1 健康づくりの推進

中項目	小項目	
1 健康的な生活習慣の確立	1	栄養・食生活の改善
	2	運動習慣の定着
	3	こころの健康づくり
	4	たばこ・アルコール対策
	5	歯と口腔の健康
2 生活習慣病対策	1	生活習慣病の予防
	2	生活習慣病の早期発見
3 がん対策	1	がん検診受診率の向上
	2	精密検診結果把握率の向上
4 母子の健康づくり	1	妊娠・出産への支援 子1-1-2、子1-1-11
	2	新生児期からの育児支援
	3	子どもの健康の確保 子1-1-11、子1-2-3、障4-1-2
	4	基本的な生活習慣の確立
	5	性に関する正しい知識の普及
5 高齢者の健康づくり	1	健康の維持・増進
	2	健康づくりの支援
	3	介護予防事業の充実
	4	虚弱な高齢者への介護予防の推進 高3-3-3
6 食育の推進 (文京区食育推進計画)	1	食と健康づくり
	2	食を通じたコミュニケーション
	3	食を大切に作る心
	4	食の安全

大項目 2 地域医療の推進と療養支援

中項目	小 項 目
1 地域医療の推進	1 地域医療連携の充実
	2 かかりつけ「医・歯科医・薬局」の確保
	3 初期救急医療の充実
2 災害時医療の確保	1 災害時医療の確保
	2 要医療援護者の災害時の支援
3 精神保健医療対策	1 相談支援体制の充実
	2 精神障害者の地域生活支援体制の充実 障1-3-1、障1-4-2、障1-4-5、障2-1-2、障2-1-5
	3 自殺予防対策の推進
4 在宅療養患者の支援	1 難病患者の療養支援の充実
	2 公害患者等の療養支援の充実
	3 相談支援体制の充実
	4 関係機関連携の充実

大項目 3 健康安全の確保

中項目	小 項 目
1 健康危機管理体制の強化	1 健康危機管理の総合的な推進
	2 新型インフルエンザ対策の体制整備
2 感染症対策	1 感染症予防対策と蔓延防止
	2 結核患者の療養支援と接触者健診の充実
	3 HIV・性感染症予防の普及啓発
	4 予防接種率の向上
3 医療安全の推進と医療薬事	1 医療安全の推進
	2 医療監視の充実
	3 医薬品等の安全対策の推進
4 食品衛生の推進	1 食品衛生関係施設の衛生確保
	2 食のリスクコミュニケーションの推進
	3 食中毒の未然防止
5 環境衛生の推進	1 自主管理を推進する人材の育成
	2 効果的な監視・指導の充実
	3 快適な居住環境の確保
6 動物衛生の推進	1 狂犬病予防の普及啓発
	2 動物の適正飼養の推進
	3 飼い主のいない猫の去勢・不妊手術の推進

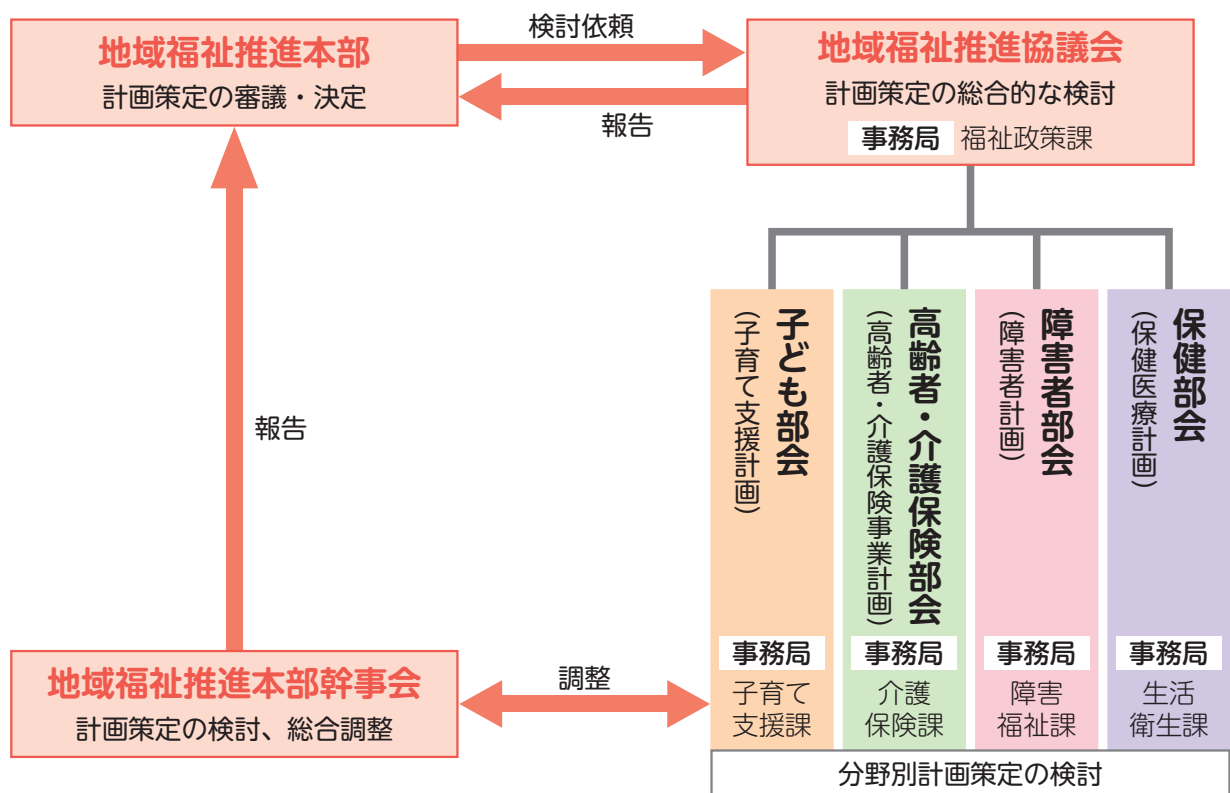


資料編

1 検討体制

本計画の検討は、公募区民、区内関係団体等の構成員及び学識経験者により構成される地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)において総合的な検討を行うとともに、協議会の下に設置した4つの分野別検討部会において、各分野別計画の検討を行いました。

また、庁内組織である地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)において、計画策定の審議・決定を行うとともに、推進本部の下に設置した地域福祉推進本部幹事会において、必要な検討、総合調整を行いました。



(1) 文京区地域福祉推進協議会

1 文京区地域福祉推進協議会設置要綱

制 定 平成8年7月11日8文福福発第504号
最終改正 平成25年12月13日25文福福第10009号

(設置)

第1条 文京区における地域福祉の効果的な推進を図るため、文京区地域福祉推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について総合的な協議を行い、その結果を文京区地域福祉推進本部設置要綱(6文福福第1188号。以下「本部設置要綱」という。)に基づき設置する文京区地域福祉推進本部に報告する。

- (1) 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(組織)

第3条 協議会の委員は、地域福祉について識見を有する者のうちから、本部設置要綱第3条に規定する本部長(以下「本部長」という。)が委嘱する委員34人以内をもって構成する。

2 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区内関係団体等の構成員 20人以内
- (3) 公募区民 9人以内

3 前項第3号に規定する委員は、別に定める文京区地域福祉推進協議会公募委員募集要領(12文福福発第204号)により募集する。

(任期)

第4条 委嘱された委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年の翌々年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(構成)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、学識経験者のうちから、互選により定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員のうちから、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、必要に応じて協議会を招集し、主宰する。

(意見聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(分野別検討部会)

第8条 地域福祉保健計画の策定又は改定の検討を行うため、協議会の下に分野別検討部会(以下「部会」という。)を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

- (1) 子ども部会
- (2) 高齢者・介護保険部会
- (3) 障害者部会
- (4) 保健部会

3 部会は、地域福祉保健計画の策定又は改定に際し、当該計画について協議会から指定された事項を分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、第3条第2項第1号の学識経験者のうちから、本部長が指名する。

6 部会員は、協議会委員のうちから、部会長が指名する。

7 前項に規定する者のほか、本部長は、地域福祉に係る分野の関係者等のうちから10人以内の者を部会員として委嘱することができる。ただし、本部長が特に必要と認めるときは、10人を超えて委嘱することができる。

8 前3項の規定にかかわらず、第2項第2号に規定する高齢者・介護保険部会の部会長及び部会員は、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱(17文介介第1114号)に基づき設置された文京区地域包括ケア推進委員会の委員のうちから、本部長が委嘱する。

9 第5項から第7項までの規定にかかわらず、第2項第4号に規定する保健部会の部会長及び部会員は、文京区地域保健推進協議会条例(昭和50年3月文京区条例第15号)に基づき設置された文京区地域保健推進協議会の委員のうちから、本部長が委嘱し、又は任命する。

10 部会は、部会長が招集する。

11 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる課において処理する。

- (1) 子ども部会 男女協働子育て支援部子育て支援課
- (2) 高齢者・介護保険部会 福祉部介護保険課
- (3) 障害者部会 福祉部障害福祉課
- (4) 保健部会 保健衛生部生活衛生課

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年1月22日から施行する。

(公募委員の特例)

- 2 平成22年度から平成23年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民であるもののうち4名以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号の公募区民を充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成24年度から平成25年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てる。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
(公募委員の特例)
- 2 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち3人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域包括ケア推進委員会設置要綱第4条第5号に規定する公募区民をもって充てる。
- 3 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち1人については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区地域保健推進協議会条例施行規則(平成13年3月文京区規則第30号)第2条第3号に規定する区民をもって充てることができる。
- 4 平成26年度から平成27年度までの任期に係る協議会の委員で、第3条第2項第3号の公募区民のうち2人以内の者については、同条第3項の規定にかかわらず、文京区子ども・子育て会議要綱(25文男子第606号)第2条第1項第6号に規定する公募の区民をもって充てる。

2 文京区地域福祉推進協議会委員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	会長	高橋 紘士	国際医療福祉大学大学院教授	
2	副会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
3	//	藤林 慶子	東洋大学教授	
4	//	高山 直樹	//	
5	//	高野 健人	東京医科歯科大学大学院教授	
6	委員	須田 均	小石川医師会	
7	//	石川みずえ	文京区医師会	25年度第3回まで
8	//	熊谷みどり	//	26年度第1回から
9	//	志賀 泰昭	小石川歯科医師会	25年度第1回まで
10	//	柴田 芳樹	//	25年度第2回から
11	//	安東 治家	文京区歯科医師会	
12	//	川又 靖則	文京区薬剤師会	
13	//	諸岡 健至	文京区町会連合会	
14	//	平井 宥慶	文京区社会福祉協議会	
15	//	宇賀治みや子	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第3回まで
16	//	柴崎 清恵	//	26年度第1回から
17	//	齊田 宗一	文京区心身障害福祉団体連合会	
18	//	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
19	//	田中 福子	文京区青少年対策地区委員会	26年度第1回まで
20	//	大畑 雅一	//	26年度第2回から
21	//	福永喜美代	文京区女性団体連絡会	
22	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
23	//	佐藤 和乃	文京区話し合い員連絡協議会	
24	//	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
25	//	戸野塚一枝	文京区民生委員・児童委員協議会(主任児童委員)	25年度第2回まで
26	//	長谷川浩美	//	25年度第3回から
27	//	菅原 良次	文京区私立保育園(たんぽぽ保育園)	

番号	役職	氏名	団体名等	備考
28	委員	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
29	//	山下美佐子	パセリの会	
30	//	安達 勇二	あせび会支援センター	
31	//	上野 邦子	公募区民	25年度第3回まで
32	//	樫尾 頌子	//	//
33	//	勝間田万喜	//	//
34	//	川邊万希子	//	//
35	//	境 弥生	//	//
36	//	深草 裕子	//	//
37	//	梅澤 稔	//	26年度第1回から
38	//	小倉 保志	//	
39	//	小山 榮	//	
40	//	佐久間光江	//	26年度第1回から
41	//	佐藤 朋香	//	//
42	//	猿渡 達明	//	
43	//	松尾 葦江	//	26年度第1回から
44	//	宮本 一嘉	//	//
45	//	望月 和美	//	//

3 子ども部会部会員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	青木紀久代	お茶の水女子大学准教授	
2	部会員	高橋 貴志	白百合女子大学教授	25年度第2回から
3	//	高櫻 綾子	日本女子大学講師	//
4	//	田中 福子	文京区青少年対策地区委員会	26年度第2回まで
5	//	大畑 雅一	//	26年度第3回から
6	//	戸野塚一枝	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第2回まで
7	//	長谷川浩美	//	25年度第3回から
8	//	福永喜美代	文京区女性団体連絡会	
9	//	佐藤 良文	文京区私立幼稚園連合会	
10	//	菅原 良次	文京区私立保育園(たんぽぽ保育園)	
11	//	勝間田万喜	公募区民	25年度第4回まで
12	//	川邊万希子	//	//
13	//	佐藤 朋香	//	25年度第2回から
14	//	奥 明子	//	//
15	//	宮本 一嘉	//	//
16	//	加藤 智子	//	//
17	//	佐山 茜子	//	//
18	//	砂倉 麻央	文京区認可保育園父母の会連絡会	
19	//	田中 文代	文京福祉センターひまわり園父母会	25年度第4回まで
20	//	小俣 美紀	//	26年度第1回から
21	//	楠田 喜彦	文京区学童保育連絡協議会	
22	//	黒川 淳子	文京区立幼稚園PTA連合会	
23	//	宮谷 匡人	文京区立小学校PTA連合会	26年度第1回まで
24	//	山野順一郎	//	26年度第2回から
25	//	西住 裕文	文京区立中学校PTA連合会	
26	//	石川 良子	文京区特別支援学級連絡協議会	
27	//	白井 圭子	東京商工会議所文京支部	
28	//	細山 利昭	連合東京都連合会西北地協文京地区協議会	

4 高齢者・介護保険部会部会員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	藤林 慶子	東洋大学教授	
2	部会員	飯塚美代子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
3	//	斉藤 勝之	小石川医師会	25年度第5回まで
4	//	須田 均	//	26年度第1回から
5	//	石川みずえ	文京区医師会	
6	//	岩淵 雅諭	小石川歯科医師会	
7	//	石原 忍	文京区歯科医師会	25年度第2回まで
8	//	平井 基之	//	25年度第3回から
9	//	川又 靖則	文京区薬剤師会	
10	//	阿部 智子	文京区介護サービス事業者連絡協議会	
11	//	林田 俊弘	//	
12	//	永井 愛子	文京区高齢者クラブ連合会	
13	//	佐藤 和乃	文京区話し合い員連絡協議会	
14	//	鈴木 伸男	文京区町会連合会	25年度第2回まで
15	//	諸留 和夫	//	25年度第3回から
16	//	和田サワノ	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第5回まで
17	//	広岡美登里	//	26年度第1回から
18	//	平井 宥慶	文京区社会福祉協議会	
19	//	河西 輝久	東京商工会議所文京支部	
20	//	堀江 久美	公募区民	25年度第5回まで
21	//	小倉 保志	//	
22	//	梅澤 稔	//	26年度第1回から
23	//	深草 裕子	//	25年度第5回まで
24	//	松本 次生	//	26年度第1回から
25	//	山名 興子	//	25年度第5回まで
26	//	松尾 葦江	//	26年度第1回から

5 障害者部会部会員名簿

平成25年4月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等	備考
1	部会長	高山 直樹	東洋大学教授	
2	部会員	安東 治家	文京区歯科医師会	
3	//	宇賀治みや子	文京区民生委員・児童委員協議会	25年度第3回まで
4	//	柴崎 清恵	//	26年度第1回から
5	//	齊田 宗一	文京区心身障害福祉団体連合会	
6	//	佐藤 澄子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
7	//	安達 勇二	あせび会支援センター	
8	//	上野 邦子	公募区民	25年度第3回まで
9	//	境 弥生	//	//
10	//	佐久間光江	//	26年度第1回から
11	//	望月 和美	//	//
12	//	猿渡 達明	//	
13	//	住友 孝子	文京区心身障害福祉団体連合会	25年度第3回まで
14	//	天野 亨	//	26年度第1回から
15	//	山口 恵子	文京区知的障害者(児)の明日を創る会	
16	//	伊藤 明子	文京区家族会	
17	//	江澤 嘉男	社会福祉法人 文京槐の会	
18	//	山野順一郎	文京区特別支援学級連絡協議会	25年度第3回まで
19	//	古市 理代	//	26年度第1回から
20	//	田中 文代	文京福祉センター幼児部父母会	25年度第3回まで
21	//	秋田谷徳子	//	26年度第1回から
22	//	溝畑 雄二	一般社団法人 富坂産業協会	
23	//	清野 亜美	就労移行支援事業所 リバーサル	

6 保健部会部会員名簿

平成26年10月～平成27年3月

番号	役職	氏名	団体名等
1	部会長	高野 健人	東京医科歯科大学大学院教授
2	部会員	須田 均	小石川医師会
3	//	熊谷みどり	文京区医師会
4	//	志賀 泰昭	小石川歯科医師会
5	//	安東 治家	文京区歯科医師会
6	//	須藤 栄一	文京区薬剤師会
7	//	橋本 初江	一般社団法人東京都助産師会文京助産師会
8	//	柴藤 徳洋	文京獣医師会
9	//	鳶巣 賢一	東京都立駒込病院
10	//	小森谷雅弘	文京区民生委員・児童委員協議会
11	//	山崎 貢作	文京区環境衛生協会
12	//	寺崎 利吉	文京食品衛生協会
13	//	諸岡 健至	文京区町会連合会
14	//	田中ひとみ	文京区女性団体連絡会
15	//	黒住麻理子	文京区地域活動栄養士会
16	//	行成裕一郎	エナジーハウス
17	//	山下美佐子	パセリの会
18	//	竹田 芳雄	小石川消防署
19	//	川田 智之	日本医科大学大学院教授
20	//	神馬 征峰	東京大学大学院教授
21	//	湯浅 資之	順天堂大学大学院准教授
22	//	小山 榮	公募区民
23	//	矢島 清重	小学校長会会長・文京区立汐見小学校校長

(2) 文京区地域福祉推進本部

1 文京区地域福祉推進本部設置要綱

制 定 平成7年2月20日6文福福発第1188号

最終改正 平成24年3月30日23文福高第2848号

(設置)

第1条 文京区地域福祉保健計画(以下「地域福祉保健計画」という。)その他福祉保健に関する基本的な計画に基づき、福祉、保健、医療、住宅、まちづくり等の広範囲にわたる施策を、総合的及び体系的に推進するため、文京区地域福祉推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉保健計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉の推進に関し必要なこと。

(構成)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を統括する。
- 3 副本部長は、副区長及び教育長とし、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、副区長、教育長の順とする。
- 4 本部員は、文京区庁議等の設置に関する規則(平成6年3月文京区規則第10号)第4条第1項(区長、副区長及び教育長を除く。)及び第2項に規定する者をもって構成する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集する。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、副本部長及び本部員以外の者に出席を求め、意見を述べさせることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部の効率的運営を図るため、推進本部の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部に付議する事案について必要な事項を検討し、その結果を推進本部に報告する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事長は、福祉部長の職にある者とし、幹事会を総括する。
- 5 副幹事長は、男女協働子育て支援部長及び保健衛生部長の職にある者とし、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務を代理する順位は、男女協働子育て支援部長、保健衛生部長の順とする。
- 6 幹事は、区職員のうちから幹事長が指名する者とする。
- 7 幹事会は、幹事長が招集する。
- 8 その他幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

(専門部会及び分科会)

第6条 幹事長は、地域福祉保健計画の見直し又は改定に当たり、専門的事項について検討を行うため、幹事会の下に専門部会及び分科会を置くことができる。

2 専門部会及び分科会に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び幹事会の庶務は、福祉部福祉政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 文京区地域福祉推進本部名簿

平成27年3月現在

	役職	氏名	職名
1	本部長	成澤 廣修	区 長
2	副本部長	瀧 康弘	副区長
3	//	原口 洋志	教育長
4	本部員	佐藤 正子	企画政策部長
5	//	渡部 敏明	総務部長
6	//	得永 哲也	危機管理室長
7	//	八木 茂	区民部長
8	//	小野澤勝美	アカデミー推進部長
9	//	藤田 恵子	福祉部長
10	//	久住 智治	男女協働子育て支援部長
11	//	石原 浩	保健衛生部長
12	//	海老澤孝夫	都市計画部長
13	//	中島 均	土木部長
14	//	曳地由紀雄	資源環境部長
15	//	中村 賢司	施設管理部長
16	//	手島 淳雄	会計管理者
17	//	田中 芳夫	教育推進部長
18	//	山本 育男	監査事務局長
19	//	吉岡 利行	区議会事務局長
20	//	竹越 淳	企画政策部企画課長
21	//	大川 秀樹	企画政策部財政課長
22	//	加藤 裕一	企画政策部広報課長
23	//	林 顕一	総務部参事総務課長事務取扱
24	//	辻 政博	総務部職員課長

3 文京区地域福祉推進本部幹事会名簿

平成27年3月現在

	役職	氏名	職名
1	幹事長	藤田 恵子	福祉部長
2	副幹事長	久住 智治	男女協働子育て支援部長
3	//	石原 浩	保健衛生部長
4	幹事	竹越 淳	企画政策部企画課長
5	//	榎戸 研	総務部防災課長
6	//	木幡 光伸	福祉部福祉政策課長
7	//	澤井 英樹	福祉部福祉施設担当課長
8	//	鈴木 裕佳	福祉部高齢福祉課長
9	//	多田栄一郎	福祉部認知症・地域包括ケア担当課長
10	//	須藤 直子	福祉部障害福祉課長
11	//	田中 邦彦	福祉部生活福祉課長
12	//	小池 陽子	福祉部介護保険課長
13	//	奥山 郁男	福祉部国保年金課長(福祉部高齢者医療担当課長兼務)
14	//	福澤 正人	福祉部福祉センター所長
15	//	椎名 裕治	男女協働子育て支援部子育て支援課長
16	//	工藤 真紀	男女協働子育て支援部児童青少年課長
17	//	新名 幸男	男女協働子育て支援部保育課長
18	//	鈴木 秀洋	男女協働子育て支援部 男女協働・子ども家庭支援センター担当課長
19	//	小澤 信雄	保健衛生部生活衛生課長
20	//	渡邊 了	保健衛生部健康推進課長
21	//	伊津野 孝	保健衛生部参事予防対策課長事務取扱
22	//	久保 孝之	保健衛生部保健サービスセンター所長
23	//	竹田 弘一	教育推進部学務課長
24	//	北島 陽彦	教育推進部教育指導課長
25	//	宇民 清	教育推進部教育センター所長

2 検討経過

(1) 文京区地域福祉推進協議会

1 地域福祉推進協議会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月21日(火)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年8月29日(木)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年2月5日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成26年4月22日(火)	・新たな地域福祉保健計画の策定について
5	平成26年7月15日(火)	・新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目について
6	平成26年9月4日(木)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
7	平成26年11月18日(火)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
8	平成27年2月5日(木)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

2 子ども部会(子ども・子育て会議)

	開催日	主な議題
1	平成25年7月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども部会の審議事項と今後のスケジュールについて ・子ども・子育て支援新制度について ・文京区子ども・子育て会議の設置について ・子育て支援に関するニーズ調査の実施について
2	平成25年8月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関するニーズ調査票(素案)について
3	平成26年1月21日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関するニーズ調査結果の報告について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について ・今後のスケジュールについて
4	平成26年3月25日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について
5	平成26年4月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな子育て支援計画の策定について ・子ども・子育て支援事業計画における確保の方策について
6	平成26年5月28日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの現状について ・子育て支援計画の実績報告(平成25年度実績)について ・子育て支援計画評価指標の比較結果について
7	平成26年6月25日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援計画に関する委員意見の集約結果について ・子ども・子育て支援事業計画における確保の方策について(案)
8	平成26年7月23日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援計画(22年度～26年度)の評価について(案) ・次期子育て支援計画の骨子及び体系図について(案) ・子ども・子育て支援事業計画における確保の方策について(案)
9	平成26年8月19日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子育て支援計画の計画事業について(案)
10	平成26年9月24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子育て支援計画の中間のまとめについて(たたき台)
11	平成26年10月28日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・次期子育て支援計画の中間のまとめ(案)について
12	平成26年12月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援計画の中間のまとめについて
13	平成27年1月27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・子育て支援計画の最終案について

※平成25年8月22日の会議より、子ども部会と子ども・子育て会議を同時開催

3 高齢者・介護保険部会(地域包括ケア推進委員会)

	開催日	主な議題
1	平成25年5月17日(金)	・高齢者等実態調査の概要について
2	平成25年6月14日(金)	・高齢者等実態調査項目(案)について
3	平成25年12月24日(火)	・高齢者等実態調査報告書概要版(案)について
4	平成26年3月26日(水)	・高齢者等実態調査の結果について
5	平成26年5月12日(月)	・新たな高齢者・介護保険事業計画の策定について
6	平成26年6月27日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の重点課題と今後の方向性について
7	平成26年8月8日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の主要項目の方向性(案)、体系図(案)、現状(案)について
8	平成26年10月31日(金)	・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめの検討について
9	平成26年12月19日(金)	・文京区地域福祉保健計画中間のまとめ特集号について ・高齢者・介護保険事業計画の中間のまとめからの主な変更点について
10	平成27年1月21日(水)	・中間のまとめに対するパブリックコメント・区民説明会での意見と区の考え方(案)について ・高齢者・介護保険事業計画の第5回地域包括ケア推進委員会からの主な変更点について ・高齢者・介護保険事業計画の最終案の検討について

4 障害者部会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月14日(火)	・ 障害者(児)実態・意向調査の概要について ・ 実態・意向調査における質的調査について
2	平成25年7月18日(木)	・ 障害者(児)実態・意向調査(量的調査)調査項目について
3	平成26年1月21日(火)	・ 障害者(児)実態・意向調査結果の報告について
4	平成26年4月24日(木)	・ 新たな障害者計画の策定について ・ 文京区の障害者(児)の現状について
5	平成26年5月27日(火)	・ 障害者計画(平成24年度～平成26年度)の進捗状況 ・ 次期障害者計画の主要項目と方向性(案)について
6	平成26年7月8日(火)	・ 次期障害者計画の主要項目と方向性について ・ 計画の体系(案)について
7	平成26年9月16日(火)	・ 次期障害者計画の中間のまとめ(たたき台)についての検討
8	平成26年10月30日(木)	・ 次期障害者計画の中間のまとめについての検討
9	平成27年1月20日(火)	・ 次期障害者計画の最終案についての検討

5 保健部会

	開催日	主な議題
1	平成26年10月16日(木)	・ 他の分野別計画改定に伴う保健医療計画目標数値等の置き換えについて
2	平成27年2月16日(月)	・ 保健医療計画追補版について

(2) 文京区地域福祉推進本部

1 地域福祉推進本部

	開催日	主な議題
1	平成25年5月15日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年8月21日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年1月29日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の結果について
4	平成26年4月16日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について ・子ども・子育て支援事業計画における量の見込み(ニーズ量)について
5	平成26年8月29日(金)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
6	平成26年11月12日(水)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
7	平成27年1月28日(水)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

2 地域福祉推進本部幹事会

	開催日	主な議題
1	平成25年5月8日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の概要について
2	平成25年7月24日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査項目について
3	平成26年1月22日(水)	・分野別計画の策定に向けた実態調査の調査結果について ・平成26年度の計画検討スケジュールについて
4	平成26年3月19日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について①
5	平成26年4月9日(水)	・新たな地域福祉保健計画の策定について②
6	平成26年5月14日(水)	・新たな地域福祉保健の推進計画について
7	平成26年7月2日(水)	・新たな地域福祉保健計画の内容構成について
8	平成26年8月20日(水)	・新たな地域福祉保健計画の検討状況について
9	平成26年11月4日(火)	・新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて
10	平成27年1月16日(金)	・中間のまとめのパブリックコメント及び区民説明会の実施結果について ・新たな地域福祉保健計画(案)について

(3)「中間のまとめ」に対する区民意見

本計画の策定に当たっては、「中間のまとめ」について、パブリックコメント(意見募集)と区民説明会を実施しました。

1 パブリックコメント

募集期間 平成26年12月5日(金)～平成27年1月5日(月)

提出者数 28人

2 区民説明会

開催日及び場所 平成26年12月14日(日) 文京福祉センター
12月20日(土) 不忍通りふれあい館
12月21日(日) 文京シビックセンター

参加者数 延べ42人

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

(平成27年度～平成29年度)

平成27年(2015年)3月発行

発行/文京区

編集/福祉部福祉政策課

〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

03-3812-7111(代表)

<http://www.city.bunkyo.lg.jp/>

印刷物番号 F0114082

頒布価格 810円

再生紙を使用しています。

